

令和3年第2回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回定例会
2	開会	令和3年 6月16日
3	閉会	令和3年 6月16日
4	会期	1日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	出席 9名 欠席 2名
6	議案件数	17件 (うち議員提出4件)
7	議決の状況	(1)原案可決 11件 (2)原案承認 3件 (3)報告済 1件 (4)採 択 2件
8	法第99条の意見書	2件
9	その他	傍聴者 16日 22名
10	会議録の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和3年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和3年6月16日（水）
午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	内田 恵子	2番	佐藤 妙子
3番	熊木 恵子	4番	西股 裕司
5番	志賀浦 学	7番	石川 康弘
8番	加藤 真悟	9番	川幡 宗宏
10番	細川 美喜男		

2. 欠席議員

6番	本間 秀正	11番	側瀬 敏彦
----	-------	-----	-------

3. 会議録署名議員

5番	志賀浦 学	8番	加藤 真悟
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉藤 隆	事務局主査	梶田 健太郎
------	------	-------	--------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎 貞二	教育長	小笠原 正和
監査委員	白倉 敏美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 史典	総務課長	笠原 大介
まちづくり課長	藤木 雅彦	住民課長	藤田 雅章
税務課長兼出納室長	原田 光一	保健福祉課長	佐藤 由美子
産業振興課長	鈴木 潤也	都市整備課長	黒島 滋規
病院事務長	渡部 浩二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野 茂
--------	------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠原 大介
-----------	-------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

副議長

おはようございます。

側瀬議長自宅療養のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日をもって召集されました令和3年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は9名でございます。本間議員についても欠席の届けが出ております。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

5番 志賀浦 学議員、8番 加藤 真悟議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許可します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和3年第2回議会定例会の運営について、去る6月9日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より、本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として規則制定1件、各委員会所管事務調査1件。町からは、専決処分2件、令和3年度各会計補正予算1件、条例関係3件、一般議案6件、報告案件1件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月16日から6月17日までの2日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

副議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月16日から6月17日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月16日から6月17日までの2日間と決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。こ

れをもちまして報告済みといたします。

・ 2 番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和3年3月分及び4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・ 3 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、4件の行政報告を行います。初めに、農作物の生育状況について御報告します。本年は早い雪解けと4月の好天により圃場の乾燥が進み、農作業は平年より早く始まり、耕起なども順調に行われています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は5月中旬に田植えが始まり、順調に作業を終えたところです。移植後も天候に恵まれ活着も良好で、生育は平年並みに推移しています。秋まき小麦は雪腐病の発生は平年よりやや少ない傾向で、圃場間で差があるものの、草丈が高く生育は平年並みに進んでいます。大豆は5月中旬からの降雨の影響により、播種作業が平年より3日ほど遅れています。キャベツなどの野菜についても5月中旬からの日照不足と低温により定植が1週間から10日ほど遅れています。以上のように、各作物間で、多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン予防接種の実施状況について御報告します。本町におけるワクチン接種につきましては、医療従事者、高齢者施設等の入所者及び施設従事者への1回目の接種が5月27日で終了し、現在2回目の接種を実施しています。65歳以上の高齢者に対する集団接種につきましては5月17日より予約を開始し、6月11日現在2,218人、88.1%の方が申し込みをしています。接種の進捗状況につきましては、6月1日から集団接種を開始し6月11日現在、1,096人の方が1回目の接種を終了しており、7月中旬には、予約済みの高齢者の接種が終了できると考えています。また、心配されていた副反応については現在のところ重大な症例の報告は受けていません。64歳以下の集団接種につきましては、既に対象者に接種券を発送し、7月中旬より基礎疾患のある方から順次接種を開始する予定です。現在、ワクチンの入荷も順調であり、引き続き町民の皆様が安心して早期に接種を受けることができるよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について御報告します。生活応援チケット事業につきましては、18歳未満858名、ひとり親世帯63世帯、70歳以上の高齢者1,938名を対象にチケットを配布し、5月31日現在の利用実績は、額面総額2,016万円のうち、770万5,000円で、利用率は38.2%とな

っています。次に、飲食店経営継続支援金につきましては、5月31日現在、30件の申請があり、支給総額は824万円となっています。次に、小売・サービス業経営継続支援金につきましては、5月31日現在、10件の申請があり、支給総額は115万円となっています。最後に、旅客運送事業者等支援金につきましては、5月31日現在、4件の事業者から申請があり、支給総額は121万5,000円となっています。

最後に、道央圏連絡道路について御報告します。道央圏連絡道路の整備区間であります中樹林道路につきましては、去る4月27日に国土交通省北海道開発局より、令和6年度に開通する見通しであることが公表されました。これにより、本町へのアクセスが向上し交通や人の流れが大きく変わり本町の活性化につながるものと期待するところです。引き続き、道央圏連絡道路全線の早期開通に向け要望活動を行ってまいります。

以上、一般行政報告といたします。

副議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。順番に発言を許します。

2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本日は町長と教育長に1問ずつの質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは第1問目、町長にお伺いいたします。デジタル化に向けた本町の考え方は。政府は本年5月にデジタル改革関連法案を成立させ、本年9月にはデジタル庁が発足される見通しです。これにより、今後は行政サービスのスピーディーな対応や効率化、利便性が図られると言われていています。そして、この法案の基本原則には、「デジタル社会の形成は多様な国民がデジタルの活用によって、ニーズに合ったサービスを選択でき、幸せになれる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を主として進めていく」とあり、特にマイナンバーカードを活用した災害、感染症に強い社会の構築を目指しています。今後進められるデジタル化に対し、本町でも町民誰もが利用しやすい、新しいサービスを提供することが必要と考えます。そこで町長に次の4点を伺います。

1、社会全体のデジタル化は強力に推進され、新たな日常の実現として、行政手続のオンライン化などが加速するとしております。本町のデジタル化に向けての現状と課題、さらに今後の基本的な考えは。

2、転入、転出等の手続きは役場窓口だけではなく、場合によりあいくるやぼろろへも行くことになるが、行政手続きのオンライン化による窓口のワンストップ化の考えは。

3、マイナンバーカードを持つことによる具体的なメリットやデメリットを広く町民に周知する考えは。

4、コロナ禍における特別定額給付金、コロナワクチン接種の申請などでは、デジタル機器に不慣れな高齢者にとっては苦慮された方も多く見られました。今後、行政のオンラインサービスは誰もが利用しやすいことが重要です。「デジタル活用支援員」や「デジタルサポーター」など、人材の確保や人材育成の考えは。

副 議 長
町 長

答弁を求めます。町長

デジタル化に向けた本町の考え方の御質問にお答えします。1点目の御質問については、本年5月のデジタル改革関連法の成立を受けて、今後、行政手続き等に関するデジタル化に向けた、具体的な方針や取り組みが国から示されることが想定されます。それらの内容や他自治体の状況等を踏まえて、住民サービスの充実、利便性の向上に資する行政手続きのデジタル化について検討してまいります。

2点目の御質問については、今後国において、情報通信技術の効果的な活用のためデータ連携、クラウド活用、セキュリティ等に係る地方公共団体情報システムの標準化のための基本方針が示されることから、その内容を踏まえたオンライン化による行政手続きのワンストップ化について調査・研究を進めてまいります。

3点目の御質問については、現在、マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書や確定申告の手続きなどにおいて利用できますが、今後は、さらに健康保険証としての利用など様々な分野で利便性の向上やオンライン手続の推進が図られます。マイナンバーカードの普及促進には利便性や安全性を周知することが重要であり、引き続き、町広報誌などで啓発を行ってまいります。

4点目の御質問については、オンラインによる行政手続きの支援は職員での対応を考えていますが、国においてデジタル活用に不安がある高齢者支援などの議論が、現在進められていることから、今後の国の動向に注視してまいります。

副 議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。まず1点目ですけれども、検討していただくということでしたが、先日の報道で2022年度末には行政サービスが100%デジタル化すると国の指標がございました。南幌町でも町内全域へ光回線の整備が進み、小中学校へのタブレットの購入、またAI配車システムでのデマンド交通、スマート農業と、今後、地域オンライン診療でも活躍が期待されると思います。デジタル行政のインフラは早急に進んでいくと思われそうですが、しかし、まだまだその住民が行政の電子化を十分に理解していない中でどんどん進んでいくことが、私自身としても心配しております。今回の新型コロナの経済対策での10万円の特別定額給付金を巡っては、マイナンバーカードがある方が早く申請できるとの報道で、マイナンバーを手続きしたいという方が全国の役所・役場に殺到したという報道もされておりました。町長は「ドッグイヤー」と「マウスイヤー」という言葉を御存じ

でしょうか。これまでIT業界はドッグイヤーと言われて、人間の1年に7年分成長する犬と同じ速度で技術が進化していると言われてきました。しかし今後、マウスイヤーとは1年に18年分成長するネズミに例えられております。これほど進化が目覚ましい中で、住民サービスが求められてくるわけですけれども、本町でも高齢化が本当に加速しております。特に、デジタル関係の専門用語を苦手とする住民も多くいらっしゃいます。町民に寄り添い、特に窓口対応は住民がわかりやすいデジタル対応が求められると思います。検討とともに、ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思いますが、町長の御意見をお伺いいたします。

それと2番目の行政手続のワンストップ化でございますけれども、現在、南幌町の転入・転出などは役場で届けてから、学校であればほろろにある教育委員会、また、介護とか障がい、子育て関係であれば、役場窓口に行ってからあいくるでの手続になっておりますけれども、子育てをしているお母さんから、先日、一つの窓口で用事が済ませられれば助かるのですねということを言われておりました。ワンストップ化ではありませんが、本町ではコンビニでの支払いが可能になり本当に助かっているという声もあります。本年7月からはスマホ決済で税金や保険料の支払いができるようになりました。このように住民から、便利だ、助かる、良かったと言ってもらえるようなデジタル化のワンストップ効率化がどのように図られるのか、深く検証していただき事業化につなげていただきたいと思っております。

それで、デジタルでの窓口業務改善としてですがつながりがありますのでお聞きいたします。現在、ホームページから住民異動届とか、介護保険の交付申請届出がPDFで印刷はされます。しかし直接パソコンで打ち込むことができないので、転入、転出など、名前、住所、家族全員の名前とか、何枚もの書類を手書きで書くときにはちょっと苦慮すると思うんですね。それで直接ワードかエクセルから打ち込みができるような、そういうシステムにできないのか、そのこともお聞きしたいと思っております。

4点目にマイナンバーカードなんですけれども、マイナンバーカード交付ですけれども、本年5月では国内のマイナンバーカードの交付率が30%になりました。北海道では26.5%、南幌町では何と30.5%なんですね。本当に今政府が強く進めておりますけれども、なかなか普及が思うように進まない背景としては、その複雑な制度と個人情報漏えいの心配が挙げられております。マイナンバーカードを取得するメリットとしては、身分証明書として利用できる、また住民票など各種証明書をコンビニエンスストアで取得できる、またネットでの確定申告が可能ということですので。それと引っ越しをした場合でも、保険証の切りかえを待つことなく初診の病院でも受診が可能になるということが言われております。また、高齢者の受給者証や高額療養費

の限度適用認定証などにも今後適用になるとも言われる、そういうメリットがあります。また、震災などで被災した場合は、マイナンバーカードがあることでスピーディーに支援金や給付金を受けることができるとも言われております。番号で管理するので、名前だと同姓同名の人がいた場合には間違いが起きるミスがあらかじめ防げるということも可能でありまして、そのような効果も挙げられておりますけれども、デメリットとして今一番懸念されていることが、国民への監視強化、また個人情報流出を懸念する声が強く、不正な情報漏えいのおそれがあるとも言われております。本町でも本当に本格的な国からの指針もそうですので、本格的な普及を目指すのであればマイナンバーカードの必要性や安全対策などについて改めて本町で周知し、また先ほど広報というお話もありましたけれども、その広報やチラシだけではなくて住民の理解を得る取り組みが大事だと思います。そういうところで何かあればお伺いいたします。

それと、最後にデジタル支援員のことなんですけれども、オンラインの活用はコロナ禍で一気に加速したと思われまます。デジタル化の目的というのは住民の暮らしをより便利にすることで、デジタル機械を使える人と使えない人での格差があってはいけないと思っております。住民の皆さんがパソコンやスマートフォン、インターネットなどを利用して、デジタルを通じたサービスの利便性を公平に実感できることが大事だと思っているわけなんですけれども、とりわけ大切なのは、デジタル機器に不慣れな高齢者への配慮だと思っております。今回の新型コロナワクチン接種の65歳以上の申し込みですけれども、オンラインのほうが電話より早くつながるといことはわかっているんですけどもなかなか操作がわからないという方が多くいらっしゃいました。その中で国の総務省の調査でも、65歳以上のネット利用者の割合はほかの年代よりも少なく、利用者であっても約半数は使用頻度が低く、使いこなしていないという、そういう実態のようでございます。本町も同じ状況ではないかと思っております。日常生活でデジタル機器を使う必要を感じない人がいる一方で、利用方法について周囲に相談できる相手がない人も多いのではないかと思います。家族が離れて住んでいたり、気軽に人に聞けない方もいらっしゃいます。私はこういう人たちを置き去りにしない取り組みが重要だと感じております。その中でこのデジタル活用支援員というのはどういうものかと申しますと、国の助成事業で今進めているものなんですけれども、その仕組みとして、国が自治体や社会福祉協議会などの運営団体に助成金を出して、地域の方や携帯ショップの会社にデジタル支援員になっていただいて、地域の方にデジタル機械のサポートをする、そのような仕組みになっております。本町でも、先日スマートフォンの講習会をされて大変好評だったとお聞きしております。しかし、その1回きりの講座ではなかなか理解するまでには難しいと思っておりますので、月に何

回かとか、または定期的に開催したり、また訪問での支援をしたりと、そういう形も大事ではないかなと、今後進めていったほうがいいのではないかなというふうに思っております。また、スマホやパソコンをお持ちでない高齢者の方もいらっしゃいますので、そういう方向けに予約をその場で申請、代理で申請してさしあげるとか、また、サポートコーナーを開設したりとかして、またこうした場所を提供することで支援員の活躍する場所は広がると思っております。そういう部分でぜひとも町長にお伺いいたします。

副議長
町長

町長。

佐藤議員の再質問にお答えします。最初にホームページからのPDFに取り出して今は直接打ち込めないというお話をいただきました。その件に関しまして、先に担当課長からお答えをしていただいて、その後私からの答えとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

副議長
住民課長

住民課長

それでは私のほうから、ホームページの様式等の関係につきましてお答え申し上げます。現在様式等につきましてPDFで掲載しているところがございますので、ホームページの点検を行いまして、町民の利便性を高めるため、エクセル様式やワード形式での様式のホームページへの掲載を検討していきたいというふうに考えます。以上です。

副議長
町長
(再答弁)

町長。

1点目のデジタル化に向けての課題と今後の考え方でございますけれども、9月1日付でデジタル庁が創設されます。今後、必要な取り組みが順次示されてくるであろうと思っております。町といたしましては、多様で膨大な情報を取り扱うこととなりますので、ネットワーク環境の整備と個人情報の管理に万全を期す必要があるものと考えております。今後に向けましては、議員が言われましたとおり、デジタル機器に不慣れな高齢者の支援など情報格差を生まない取り組みが必要であると考えてございます。

それと、3点目のマイナンバーカードの件でございますけれども、現在本町の普及率は30.5%で、全国で30.0%、北海道では26.5%でございます。国では、令和5年3月までに全国民にマイナンバーカードが行きわたることを目指しております。健康保険証としての利用は本年3月に目指しておりましたが、10月に延期をされたところでございます。また、災害時における給付金などを想定した預金口座のいわゆる紐づけでございますけれども2年後を国では目指しているようでございます。デメリットというのは、特段私は考えられませんが、カードの悪用や個人情報の漏えいなどを懸念される方がいらっしゃるのかなと思っております。それらについては「マイナンバーカード交付円滑化計画」というものを町でも持っております。それに沿いまして町民周知に努めてまいりたいと考えてございます。

4番目のデジタル活用支援員でございますけども、先ほど申し上げましたけども、デジタル化を進めるためには、やはり高齢者の不安解消、利用の方法に関する支援が必要でございます。国では、高齢者を対象としたスマートフォンやマイナンバーカードに向けた講習会を今年度は全国で1,800カ所、9万回の講座を計画してございます。来年度以降は5,000カ所にふやして、5年間で1,000万人の受講計画を持ってございます。その講師役には、議員言われていたように携帯ショップのスタッフなどをデジタル活用支援員として活用する考えでございます。そうした取り組みに注視しますとともに、デジタルサポーターを含めまして今後地方でも様々な取り組みが出てくると思いますので、機会を逃さず、また遅れることなく対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

副議長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。今、御答弁いただきましてぜひ取り組んでいただきたいなとそのように思っております。最後なんですけれども、これは町長の思いを聞かせていただきたいんですが、今回成立されたこのデジタル法案の基本原則に、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進める」とありました。私自身、その「人に優しいデジタル化」というのは何なのかなということでもいろいろ考えまして、今後いろいろな形で国のほうからデジタルに関して流れてくると思いますし、社会の仕組みの中でどんどんデジタル化が加速していく中で、本当に人に優しいデジタル化、これまでも一人ひとり顔の見える行政対応を本町では職員の皆さまがいただいております。今後、急速な勢いでデジタル化が進む中で、さらにその業務内容が複雑になってくると思います。住民の中には、自らSOSを発することが難しい方とか、自分の相談したいことを正しく伝えられない方も中にはいらっしゃると思います。日ごろから住民と接する機会の多い職員であれば、AIでは感じ取ることのできない住民サービスができて、また住民の支援にもつなげることができると思うんですね。それで最後に、その人に優しいデジタル化を目指して、どのように町長は目指していかれるか、その思いを聞かせていただきたいなと思います。

副議長
町長
(再々答弁)

町長。

まず定額給付金などでは、随分混乱をしたところがあるかと思っております。そういうような制度的なものにつきましてはこれから国でいろいろとやっていこうかと思います。やはり、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化ということ掲げられておりますので、特にデジタル手続きに不慣れな方への支援、そしてそのことが原因で情報格差が生じないような取り組みをしまいたいと思います。また、加えて窓口業務などでも町民に寄り添ったことで、役場自体を信頼していただけるような組織となるように、努めてまいりたいと思っております。

います。

副議長

消毒作業のため暫時休憩いたします。

(午前10時07分)

(午前10時08分)

副議長
佐藤議員

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは2問目に移らせていただきます。教育長にお伺いいたします。子どもの読解力向上と読書活動推進について。本町では「南幌町子ども読書活動推進計画のもと、乳幼児健診時に絵本を贈るブックスタートを始め、近年では小学1年生の入学時に本を贈るブックスタートプラス、朝の読み聞かせなど様々な事業を推進しております。しかし本町のみならず、全国的にも子供の活字離れが進んでおり、特に読解力の低下が顕著になっています。読解力とは、文章を読みその内容を理解する力のことで、自分の頭で考えて生活に反映させる能力のことを言います。本町でも喫緊の課題として読解力向上のため、さらなる施策の考えについて、次の3点伺います。

1、読解力や深い学びを推進する上で学校図書館の役割はとても重要と考えます。読解力向上の観点から学校図書館の活用とその効果についての考えは。

2、読解力向上と読書活動の関係について、日本の児童生徒は読書を肯定的にとらえる割合がOECD（経済協力開発機構）が進めている国際的な学習到達調査の平均値より高く、こうした児童生徒ほど読解力があるとされています。読書がより楽しいものとなるために、童話、絵本コンクールなど、児童生徒の主体的、対話的な創作力を養う読解力を向上させる取り組みの考えは。

3、児童生徒を取り巻く情報環境はリモート学習やタブレット学習など、これまでの紙媒体とは大きく変化していますが、今後の取り組みと課題は。また、タブレットの整備による学校図書館やぼろろ図書館における電子書籍導入の考えは。

副議長
教育長

教育長。

子どもの読解力向上と読書活動推進についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、社会生活を営む上で、読解力は大切な能力の一つであり、読解力を高めるためには、言葉の意味を正しく理解する語彙力を身につけることが大変重要と考えます。新学習指導要領においては、子どもたちに「何を教えるか」ではなく、「子どもたちが主体的に考え、判断し表現する」といった能力を育てることが重視されています。読書習慣を身に付け、自ら得た知識により判断し、表現する力を育成するためには、児童生徒が興味のある図書や、調べ学習に活用できる図書の選書などによる、蔵書の充実を図り、利用を促進することが、語彙力を身につけ、読解力の向上に繋がるものと考えます。

2点目の御質問については、全国学力・学習状況調査において、本

町は、読書を全くしない児童生徒の割合が多い結果となっています。現在、子どもの読書活動推進計画に基づき、ブックスタートや朝の読み聞かせ、朝読書、読書感想文コンクールなど、本に興味をもち、読書に親しんでもらう活動に取り組んでいます。読解力の向上のためには、読書習慣を身に付けることが重要であることから、これらの活動の充実を図ってまいります。

3点目の御質問については、ICT環境の整備により、これからの授業における学習方法は、従前からは大きく変わろうとしています。本町では、本年1月に一人一台の情報端末を整備し、タブレットを活用した授業に向けて取り組んでいます。小学校低学年などにおいては、円滑な操作ができないなどの課題が想定されることから、学校全体で課題を共有し、組織的に取り組んでまいります。また、電子書籍の導入については、近隣の図書館や全道の状況も勘案し、検討してまいります。

副議長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。まず1点目の学校図書館の活用ですが、まず、私、学校司書教諭の配備が必要ではないかと思っております。それは、まず本町の小中学校の図書室でございますけれども、実に豊富な図書が整備され充実しておりました。小学校の図書室では、パソコンからぼろろ図書室にある本を検索して申し込むと小学校までその本を持って来てもらうなどをして、実に読書環境の幅が今は広がっております。中学校の図書室では、今は生徒会の図書の常任委員が中心となって、貸出しや管理、整備を一生懸命されておられるということでした。生徒が本当に利用しやすいように本の展示も工夫してございましたし、今話題の「鬼滅の刃」ですか、そのような本も蔵書しております。本当に生徒が興味ある形でつくられているなどは思いました。ただ、中学校の図書室の開放時間が昼休みだけということをお聞きいたしました。今後、より多くの生徒に利用してもらうために、朝や放課後などの開放も理想と考えますけれども、学校司書教諭の配備によって、より読書推進を進めていかれるのではないかなど、そのように感じておまして、ぜひ学校司書教諭の配備を考えていただけることに関して、まず1点お伺いいたします。

それと2点目の読解力ですけれども、先ほどもお伝えしたように、この読解力というのは、文章を素早く理解して自分の考えをまとめ、また日々の生活に反映する力のことで、今一番子どもたちに求められていることではないのかというふうに思います。では、その読解力という言葉をよく聞きますけど、その読解力とは一体どういうことなんだということで、ここに5歳レベルの読解力のテストの問題がありますので、ちょっと読んでみたいと思います。「今、たかし君は外を見えています。私も外を見えています。外では雨が降っているのが見えます。次の中で最も正しいのはどれでしょうか。A『今は雨は降っていない』、

B『今、たかし君は飴を食べている』、C『今、たかし君は外を見ている』。D『私は今、外を見ている』。正解は、Dの『私は今外を見ている』です。このように文章を聞いて理解するという、そういう力が読解力になるわけです。今その世界のOECD、経済協力開発機構ですか、その世界の15歳児に実施している学習到達調査が2018年に調査しました。それによると、日本は読解力に劣り自分の考えの根拠を示して説明することに課題があるということがわかりました。とりわけ日本の正解率が低かったのは、ある程度長い文章から求められた情報を探し出したり、書かれていることの信用を評価して、事実なのか、意見にすぎないのかを判断したりする問題ができなかったようでございます。専門家の意見ですけれども、その低下の原因としてはスマートフォンやSNSの普及で子どもが読み書きやコミュニケーションが短文中心となっていることである。日本の子どもがゲームやインターネット上で友人らとやり取りするチャットですか、チャットに費やす時間の長さも指摘されておりました。そこで、私かなぜ、絵本コントロールなのかということでございますけれども、幼少期からどれだけの本を読んで触れさせ、本好きな子を育てることが大きな鍵になると言われております。その中で、どうしてとか、どんな気持ちとか、なぜなどという、そういうことを考えて感性を育てて心を育む力をつける、そういうことが必要になってくるわけですが、それが創作絵本や童話づくりに結びついて、またそれが評価されることによって自身の喜びにもつながると、そのように感じております。それが学年が上がることで絵から文字へと進んで読解力を育む力になるということですので、いろんな形で実施するということになる大変な部分もあるかもしれませんが、ぜひそういう観点で、考えていただきたいなと思っております。

3番目の情報環境ですけれども、今子どもたちの置かれている社会環境というのは、多くの通信機器に囲まれて、それが当たり前のように進んでいるというのが現実だと思うんですね。それで、従来の紙の上、こういう本ですね、紙ですね、特に絵本は感性を養う、幼少に優しい紙の体験ができるというところが良いところです。電子書籍というのは、パソコンやスマートフォンがあれば、いつでもどこでも読みたい本が借りられる便利さというのがあります。紙媒体でもデジタルであっても、多くの本に触れて読解力を身につけるためには、両方とも私は大事なものかなというふうに思っております。特に、これまで読書に消極的な児童たちが電子書籍によって少しでも読書への意欲が増すのであれば、読解力の大きな効果につながっていくのではないのかなと、そのように感じております。紙からデジタルと読書の形は変わっても、幼少期、青年期にどれだけ良い本とめぐり合うことということがすごく大事になってくると思うんですね。それで、十分に活用のできる、読んでもらえる体制を整えることが大事ではないか

副議長
教育長
(再答弁)

なというふうに感じております。その3点で、今そういうふうに思っておりますので、電子書籍についても、もう1回お伺いしたいと思っております。以上、この3点。再質問させていただきます。

教育長。

佐藤妙子議員の再質問にお答えします。まず最初の答弁でおっしゃったとおりですけれども、一つにその読解力の向上、これについて、私は語彙力をまず高めることが大切だというふうに思っております。語彙力というのは、どれだけのたくさんの単語、そして言葉の意味を知っているかいうことでございます。そして、学習と語彙力はとても密接な関係にあるといわれています。質問や問題の意味が理解できなければ答えることができないと。文章を読み解く時にも、知らない単語が出てきては正確な答えはできないと。学校においては、国語の苦手な子どもについては教科書の文章の中で知らない単語ですとか、よくわからない表現を読み飛ばしていく傾向にあるといわれています。つまり、文章の中に意味のわからない単語ですとか言葉があると、文章全体の意味を理解することが難しいということです。ですので、意味のわかる語彙力というものが、読解力の向上にはとても重要だというふうに思っております。

それで先ほどOECDのお話が出ました。このOECDでの調査ですけれども、2018年にOECDが高校のパソコンを使って実施した学習到達調査、これについて、翌年の12月4日に中教審の教育課程部会において、この読解力調査の結果を受けての報告がなされております。このOECD調査につきましては、義務教育終了段階の知識ですとか技能を把握するものであって、この調査の読解力も小中学校における学習が影響するものと考えられていますけれども、一方で、高校1年生を対象として行われていることから、国語科における学習環境ですとかICT活用などのデータは高校の状態を示すものと考えられ、小中学校の読解力と単純な比較はできないといわれています。そして報告では、主に小学校から高校までを通じて共通すると思われる指導上の課題を挙げております。最初に、読書へのかかわり方から読書に対する生徒の興味、関心がノンフィクションやあるいは新聞など様々なテキストに向いていないことが読解力の得点の低下に関連していると指摘されております。また、メディアの活用からネットで調べるための検索の多い、少ない、多寡がこれが読解力の得点に影響していると。それから、わからない言葉、難しすぎる文章など、語彙や文章の難易度に関して日本の生徒はより困難さを感じている。これらの面が読解力の得点に影響したこと、これが指摘されております。そのようなことから、読解力の課題を改善するポイントということで示されております。一つには、国語などの授業などを通して、児童生徒の興味、関心がノンフィクションや新聞などを含む様々なテキストに向かう読書活動、読書指導のあり方を改善すること。二つ目には、国

語の授業において様々な文書を批判的に読む。適切な根拠を用いて自分の考えを表現する指導です。三つ目に、特定のテーマについて、インターネットで検索する経験をふやすこと、これが示されています。この報告で求められております語彙指導、それから原因と結果、意見と根拠など、情報の扱い方、それから読書指導の改善充実を一層進めるように示されたわけでございます。OECDについてはこういうことございまして、私のほうとしましては、まず本町の子どもにつきましては、これまで同様に、最初に答弁を申し上げましたように、わからない言葉、あるいはわからないこと。これまで子どもたちが自ら自分たちで調べるという習慣を身につけると。そのためには、自宅での学習あるいは学校での勉強、またわからないものについては、学校図書館あるいはぽろろ図書室を使っていただくと、そういう語彙力をまずは身につける、これがイコール読解力向上につながっていくものと思います。

それから、最初の質問にありました学校司書教諭につきましてでございますけれども、学校司書教諭につきましては学校図書館法第5条に基づきまして、12学級以上の学校に必置基準となっております。本町につきましては、南幌小学校がその必置基準となっておりますので、学校司書教諭については配置されております。中学校については12学級に至っておりませんが、人事の配置により、学校司書教諭の資格を持っている方を優先的に配置していただくようお願いしております。こちらについても中学校には現在司書教諭はおります。以上です。

副議長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。大変詳しく御説明ありがとうございました。先ほどの図書館司書教諭ですけれど、私が聞いた時にはそういう方はちょっといらっしゃる聞いたものですから、少し誤解させたのかなというふうに思っております。司書教諭がいれば、もっとより本をたくさん読めるような体制をつくって時間を拡大していただきたいというふうに思います。

それで最後に、何度も先ほど話しましたが、今子どもたちが置かれているその背景にはスマートフォンやパソコンなどを通じて情報が手軽に得られる環境でございます。しかし、その多感な成長期である中学時代に読書から得られるものも私はすごく大きいと思っているんですね。それでその1冊の本の出会いが人生を豊かにする可能性もございます。その中で、中学時代にぜひ読んでほしいという1冊を教育長自ら選んでいただいて、中学入学時に中学生に送られてはいかがかなというふうに感じております。それが1点と。

それと次期の読書活動推進計画に、ぜひその読解力向上を明記していただきたい、そのように、この2点お伺いします。

副議長

教育長。

教育長
(再々答弁)

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。中学校に入る時の人生にかかわる1冊の本という言葉をいただき大変ありがたい言葉だと思います。私も、いろんな子どもたちに勧める本というのは、あらゆる分野で紹介されております。その中で、教育委員会の中で検討させていただきながら、子どもたちへの本の推奨をしてみたいと思います。

それから、2点目の読書活動推進計画、こちらにつきましては、次期第4期の社会教育推進計画が本年度で終了いたします。それで、来年度からの5カ年の計画に向けて今社会教育審議会の中で検討をいただいております。その中にも当然その辺のことは含めながら、そして読書活動推進計画の中にも盛り込んでみたいと考えております。

副議長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。
ここでまた消毒のため、暫時休憩いたします。

(午前10時30分)

(午前10時32分)

副議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、1番 内田 恵子議員。

内田議員

それでは、南幌高校への今後の応援と支援についてとして、町長にお伺いいたします。南幌高校の閉校まで残すところ2年を切りました。現在の生徒数は、3年生が13名、2年生が6名となっており、令和3年に募集停止、令和5年に閉校が決まっても入学してくれた、現在いる生徒全員が卒業してくれることを願っています。昨年12月に、楽しみにしていた修学旅行がコロナ禍の影響で今年の6月に予定が変更されたことで、3年生だけではなく、2年生の見学旅行もあわせて全員で関西方面から九州へ行くことになっておりました。その際、姉妹町の多良木町を訪問して、南幌町のプレゼンテーションを実施するため事前学習『南幌学』も開始しましたが、緊急事態宣言の発令により6月21日に行先は釧路方面に変更になったと伺っております。

釧路では「より良い学校教育を通してより良い社会づくり」などを学ぶため、町おこしを進めている団体『クスろ』の講話を伺ってくるそうです。

そこで南幌高校のこれからについて、次の3点を伺います。

- 1、多良木町訪問に向けて事前学習をした「南幌学」の発表する機会を設ける考えは。
- 2、オンコの実をイメージした南幌高校のオリジナルキャラクター「いっちー」を南幌町のマスコットとして活用する考えは。
- 3、南幌高校振興協議会を通して90万円補助をしていますが、令和2年度決算では、コロナ禍で活動できなかったこともあり残高が多く発生し、町へ戻入したようですが、今後、学校や生徒のために使っていただく考えや新たな使い道などの考えは。

副議長

町長。

町 長

南幌高校への今後の応援と支援についての御質問にお答えします。南幌高校は令和5年3月に閉校となりますが、これまで培ってきた小規模校の特性を生かした教育活動を継続し、在校生への高い満足感を維持・向上させていく教育に取り組んでおり、町としても支援を継続しています。1点目の御質問については、修学旅行が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、予定していた多良木町への訪問が変更となったことは、大変残念に思います。南幌高校からは、当初予定していた「南幌学」の発表を本年9月に計画したいという意向を聞いていますので、町として支援したいと考えます。

2点目の御質問については、南幌高校の生徒が南幌高校のオリジナルキャラクターとして発案したものであることから、本町のマスコットとする考えはありませんが、今後、活用の方法について南幌高校と検討してまいります。

3点目の御質問については、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が一斉休業や分散登校になったことにより、当初計画していた教育活動が延期、あるいは中止となり、予算を全て活用できなかった状況にあります。補助金については、南幌高校からの要望に基づいた教育活動に対し、南幌高校振興協議会の事業として執行していることから、事業が実施できなかった場合に残額が生じることについて御理解をいただきたいと思えます。

副 議 長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

再質問させていただきます。事前学習「南幌学」の発表する機会を高校と相談して設けていただけることはありがたいことだと感謝いたします。資料をもらったんですけども、南幌町の良いところ1位、私たちの南幌高校。2位、トカイナカ、若者らしい。3位が農産物。4位は公園が多い町と、20位まであります。その中で、この南幌、何にもない、何にもない南幌ではないと。田園風景がすばらしいトカイナカ、都会に近い田舎ということでしょうかと言っているそうです。そしてこの南幌町の良さを探すのは、町外の生徒のノリが抜群だったと聞いております。また、料理は南幌町の特産を使ったり、多良木町の特産を使ったりと、南幌町のジンギスカンと向こうの熊本のトマトと合わせたピザとか、熊本の鹿肉と南幌のキャベツをあわせた焼きそばなど、若者らしいアイデアが生まれております。このことは南幌の料理教室、男の料理教室などで調理してもらえるようなPRといえますか、お願いをする考えはあるか伺います。そしてまた支援の方法というのを、支援をしていきたいということですから、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

2点目の「いっちー」についてなんですけれども、とてもかわいく「いっちー」はこのように作ったんですね。そして修学旅行、釧路のほうに行くので、こういう北海道のマーク、釧路方面の中におかしを入れたり。また今度よさこいなどをするとき、このような「いっち

一」も考えた。本当に若者らしい「いっちー」だと思うんですけど、これは南幌町のキャラクターではなく、どのような形か相談をしてというお答えでしたが、できれば職員の皆さん、女性職員や若者職員、そういった方にぜひ気に入っていただければと思うんですがいかがですか。

それと3点目の補助金についてなんですが、コロナ禍が見えない中で修学旅行、21日に出発する予定ではいるようですが、まだまだ緊急事態宣言がどうなるのか、まん防がどうなのかわかりませんが、南幌高校フォーエバープロジェクト、南幌高校に縁のある方としてインタビューしているんですが、南幌温泉の支配人は南幌高校卒業の先輩です。そしていろんなところを回って今は南幌温泉へ戻ってきているんですけども、南幌温泉を応援しながら研修をしていただければどうかと思うので、そこが町が補助するという三方良しの考えがあるのではないかなと思うので、検討いただけるかどうか再質問します。以上です。

副町長
町長
(再答弁)

町長。

まず、南幌高校の最後の修学旅行としまして、研修先を姉妹町の多良木町に決め、本町のプレゼンを行うために事前学習などを精力的に準備を進めていただきましたが、新型コロナウイルスの影響により行き先がやむなく変更されましたが、生徒と教職員の皆さまには感謝と敬意を申し上げることをお伝えしたいと思います。「南幌学」につきましては、9月に平日でございますけども、改善センターで学校事業として実施を予定すると聞いてございます。当日は、町民の見学も可能ということも聞いてございます。現時点においては、この南幌学の実施にあたりまして高校側からの支援や要望などは特にございませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいと思います。それと、料理教室につきまして、男の料理教室だとか、そういう事業もやっておりますので、それらとの相乗りというような形で、結果、南幌高校の支援につながればより良いことなので、それらについては高校側の意向も確認しながら検討してまいりたいと思っております。

それと「いっちー」でございますけども、これは南幌高校の美術部とイラスト部の生徒さんが、星槎道都大学の講師の指導を受けまして南幌高校に何かの形を残したいということが、このような形になったすばらしい取り組みであると思っております。町のキャラクターにつきましては「キャベッチくん」が道内で知れわたり、また町民にも親しまれていることから、新たなキャラクターについては考えてはございませんけれども、この「いっちー」がいろんな町のイベント、コロナが明けてイベントも再開されていくかと思っております。その時にそういうことの紹介、または高校側との意向も確認しながら進めてまいりたいと思います。

それと南幌高校、温泉を活用しての支援でございますけども、ちょ

つとなかなか想像のつかないところがございます。南幌高校振興協議会につきましては、平成13年に当時、間口維持を目的に組織されたものでございます。その後、当時2間口であったものが1間口になり、また、振興協議会の取り組み内容も時代に合わせて、また高校の経過にあわせて変わってきたかと思っております。いずれにいたしましても、今の在校生をしっかりと送り出せるような取り組みを高校側と検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どのような形になるか、新しい事業が高校側からも考えがあるのか、また町としてもどういふものが検討できるかわかりませんが、それらについては、これから検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

副議長
内田議員
(再々質問)

1番 内田 恵子議員。

ありがとうございます。この南幌高校の取り組みは、この空知管内教育推進の重点という、ふるさと空知を愛する人をと、このことに何か合致すると先生から聞きました。そして、とても南幌を愛してくれているという、SDGsの基本になるようなことも学んで生徒も成長したというお話を聞いております。それで、残り3年のうち2年はコロナ禍で大変厳しい時間を過ごしている子どもたちですけれども、一つでも就職、進学、その時に学生時代に力を入れたことを堂々と言えるような生徒であってほしいと思い、なるべく町としても高校と相談をして最後まで力を入れていただきたいと思っております。

そして最後ですけれども町長にお願いがあります。60年の伝統を持つ南幌高校を今この生徒たちが一身に背負っているわけですから、どうか卒業までを頑張ってもらえるように、町長の魂のこもった言葉で応援の言葉をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

副議長
町長
(再々答弁)

町長。

現在の2年生、3年生につきましては南幌高校が閉校をされることを知りつつ入学されました。高校生活はコロナ禍によりまして制限が多く、思ったような活動ができないことが多いと思っておりますけれども、高校生活、今しかできないことがございます。南幌高校の大切な仲間とともに、これからの学校生活を謳歌していただきたいと思っております。また、校長先生を始め、教職員の皆さまには学校規模が小さく、生徒への支援環境が整えられないことがあろうかと思っておりますが、今まで同様、生徒に寄り添っていただき、歴史ある南幌高校から立派な卒業生を送り出していただきますことをお願い申し上げたいと思っております。以上です。

内田議員
副議長

ありがとうございます。

ちょっとお待ちください。また、消毒作業のため休憩いたしますが、ここで休憩を入れたいと思っております。

場内時計で11時まで、10分間休憩いたします。

(午前10時50分)

(午前11時00分)

副議長
内田議員

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、2問目、教育長にお願いします。コロナ禍収束後の生涯学習センターの利活用について。心が浮き立つ新緑の季節を迎えても、日本中に新型コロナウイルス感染症第4波による重苦しさが広がり我慢の時は流れています。北海道まん延防止重点措置が格上げされ、2度目の緊急事態宣言が発出され、さらに6月20日まで延長されました。本町でも新型コロナウイルスワクチン接種が医療従事者、高齢者を優先的に始まり、一日も早く多くの町民が2度のワクチンを無事に接種し、新型コロナウイルス感染症を克服する切り札になることを願っているところです。

そのような中、コロナ禍により我慢を強いられている子どもたちの心にも影響を与えていると思います。また、コロナ禍ゆえに新たなことを見つけている子どもや大人の方もたくさんいると思います。

本町における生涯学習の中心施設であるぼろろについては、現在、主に学習塾や少年団活動等の場として利用されていますが、決して全ての施設が有効に活用されているとは思えません。そこで、この生涯学習センター「ぼろろ」について、今後、世代を超えた交流の場やSDGs、コミュニティ・スクールの活動の場として活用する考えがあるか教育長に伺います。

副議長
教育長

教育長。

コロナ禍収束後の生涯学習センターの利活用についての御質問にお答えします。生涯学習センターは、平成27年4月の開設以来、教育委員会が主催する事業や図書室の利用、各種サークル活動、少年団活動など多岐にわたり生涯学習の拠点施設として、町内外の多くの方々に利用されています。現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、利用を制限していますが、収束後は、自宅で過ごす時間が増えたことによって創作した作品の発表の機会を提供するなど、幅広い世代の方に施設を利用していただけるよう取り組んでまいります。また、コミュニティ・スクールは、学校を拠点として地域住民と協働で学校運営に取り組んでいますので、学校運営協議会などの会議を開催する以外に活動する場としての考えはありません。

副議長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

再質問いたします。私がこの質問に至った経緯は、誘客交流拠点施設の説明の時や議会報告懇談会の時に、町の施設の有効活用、特にぼろろの体育館などを利用してはどうかとか、箱物は要らないなどの意見がありました。私は誘客交流拠点施設については賛成の立場ですが、意見を真摯に受け止め、少しでも理解をいただけるように、ぼろろのさらなる利活用について考えてみましたが、何せコロナ禍が予想以上に長引き、それぞれ皆さん身を守ることで一杯だったと思います。で

も、ワクチン接種も始まり、一度でも接種された方は笑顔です。コロナ禍で我慢をしながらの生活の中で、形にしたものや何か思ったことなどを、関係者の協力をいただきながらぼろろに展示していただくのはどうかと質問させていただきました。

先日、新聞にも載っておりました「長引くコロナ禍、たまるストレス」ということで、子どもたちが辛い時にはどうしているかということで、23ある中にやっぱり絵を描くだの、イラストを書くだとか、歌うとか、折り紙などの楽しいことを思い浮かべる、料理などなど、皆さんも見たと思うんです。新聞に載っておりました。そして一番思ったことは、あるお爺ちゃんが大事に持っていたんです、孫の写真を。これは絵ですが5歳のときに書いたということで。そして高校生になってこのような絵になったと。私はちょっと鳥肌が立ちました。書でも絵でもイラストでも、未来の自分に贈ること、その言葉を表現することが、このコロナ禍を乗り切る、乗り切ったことだなど。ですから、どんなことでも、俳句や短歌でも、お年寄りから子どもまで、そういうふうにしてこのコロナ禍というものをやっぱり大事にとするか、するべきではないかなと思い質問させていただきました。そしてこれが、南幌小学校の子どもが、残っている雪で南幌町コロナに気をつけてという、春先の道路に作ったものだと思うんです。そういうような思い、これが折り紙、全て折り紙なんですね。思いをやはり拾って、やっぱりハード面、ソフト面、そしてハートのある生涯学習センターであってほしいなと思います。

生涯学習の理念として、教育基本法第3条において、国民一人ひとり、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会、あらゆる場所において学習することができる、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならないとあります。確かに今、生涯学習センター、資料館や塾など本当に図書もふえて、問題がない使い方ですけれども、いつも1階のフロアで、町民の方が吊るし雛や絵などを展示してありますけれども、もしそういう方と一緒に2階、3階へと、例えば廊下なんかでも展示していただければ、全館にわたって活性化につながるのではないかなと思うんですけれども。そして、それで反問権ではないんですけど、そういう手はどうするんですかというふうに聞かれそうな気がしたんですけれども、こないだ花植えをしましたね。そして皆さんが本当にしていただきました。皆心配しました、町民の方はね。本当にできるかな、大丈夫かなと、いや辛いものですからね。だけでも、すごいよねとか、ありがたいよねという声をいただきました。こういうことなんだなど。できる人ができることからやれることをやりましょうよという。南幌温泉も然りです。露天風呂が本当に心地よくお湯が流れるようになって、職員の方や従業員の方で修理していただいたと聞きました。もうきっとコロナ禍はこの1年、2年のことがすごく

変わる。そして、変えていただくことが、生涯学習センターを任されている教育長にあるのではないかと思います。

そしてやっぱり、私は、昨年の第1回定例会でコミュニティー・スクールについて質問しております。令和4年度に向けてという答弁もいただいておりますが、このコロナ禍によって随分長くの時間が流れたような、何かそれが霞むくらいのような思いとなっておりますけれども、やはり今後取り組まなければならない、避けて通れない問題でありますから、SDGsとあわせてコミュニティー・スクールの足がかりになるのではと思うんですけれども、その辺についての教育長のお考えを伺います。

副議長
教育長
(再答弁)

教育長。

内田議員の再質問にお答えいたします。まずはこのコロナ禍において、それぞれ児童生徒から一般の方、いろいろと行動を制約されたり、あるいは趣味が活かしきれないというのは、私も十分承知しております。現在、ぼろろの1階のロビーの展示室につきましては、あのホール、ギャラリーという名称もついていますので、教育委員会のほうから各創作活動をしている団体あるいは個人に打診をし、展示していただいていると。中には個人の方が直接展示させてくれないかということで、展示をしている場合もございます。議員御指摘のように、あそこのロビー、ギャラリーに限らず、ほかの場所の展示につきましては、例えばですが図書室に向かう廊下、あそこはよく人の出入りが非常に多い場所で、目につきやすい場所です。ああいう廊下の壁などに絵画あるいは俳句などの作品を展示することは可能だとは思いますが、あるいは2階、3階になりますと、やはり目の届かない場所になりますので、管理的にも非常に難しいものが事務局として考えられるという話を聞いております。広いスペースが必要であれば、交流室などを教育委員会のほうで部屋を占有して、その中で展示していただくという方法も考えられておりますので、今後につきましては、広く利活用できるように周知をしてみたいというふうに思います。

それから、SDGsとのかかわり等もございませけれども、生涯学習センターそのものにつきましては、やはり目的のある中で活用でございませるので、その目的、そして本当に町民の方がこの施設を使ってよかったといえるような施設になるように、SDGsの目標にあるように、質の高い教育というものを本当に目指して、この活用方法を探っていきたいなというふうに思います。

副議長
内田議員
(再々質問)

1番 内田 恵子議員。

先ほどはお見せしなかったんですけど、高校生が学校祭の時に「鬼滅の刃」のモザイク、こういったものをぜひ子どもに見ていただきたい。そして展示する場所を考えていただきたい。やっぱり学校運営協議会の役員の皆さんも一緒に関わっていただいて、協議は学校でなるでしょうけど、地元を知っていただくという、そういう本当に基本的

なことを一緒にやっていただければなと思います。私、このコロナ禍だったんですけど、本当にこの皆さんから指摘をいただいた、十分に使われてないというものがある中に、どうしてというその言葉の重みというのか、そういうことを少しでも理解していただきたいと思って、コロナ禍だったんですけど小さな学校の跡利用で閉校した後を見に行ったんですけど、生涯学習センターというふうにはなっていませんけれど、そこに入ると黒板があったり落書きができたりと、そしてやっぱり展示をしてある、そういったことから、ここに至った点の一つなんですけれど、やはり小学校であったということの思いを大切に。そしてこれからもまた大切にしていくために、黒板アートなんかもできるように、本当に上に行くと2階や3階がちょっと寂しいですけど、それをどうするか。そして、さっき南幌高校の「いっちー」なんかも、ぬいぐるみにして教室に座っていただくと、教室の雰囲気、キャベッチ君もいいです、そのほかでもいいんです。そういうかわいい雰囲気を上に作ると。そして、下で活発な活動をしていただくと、そういうアイデアをぜひ考えていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

副議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

内田議員の再々質問にお答えいたします。ただいまのありがたいお話だと思います。先ほど議員も申されたとおり第4期社会教育推進計画、こちらの中に生涯学習に関わる部分があります。その中で、この施設の利用、そして活用も含めて議員の意見を参考にしながら計画のほうにも入れたいと思います。

副議長
熊木議員

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 熊木 恵子議員。

町長に2問伺います。1問目 高齢者補聴器購入費助成について。2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員会が「認知症の35%は予防可能な9つの原因により起こると考えられる。その中で難聴(9%)が最大の危険因子である」と発表しました。団塊の世代が後期高齢者となる2025年、認知症の人は予備軍と合わせて1,400万人になると言われています。難聴による聞こえの低下がなぜ認知症に関係するかは未解明となっていますが、人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、日常生活の中で意思疎通がうまくいかなくなったり、社会参加をためらったりする実態があると思います。コミュニケーションにも支障が出て社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まります。難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切です。しかし、補聴器は15万円から30万円と高価で、年金生活の高齢者には手が届かず、諦めている間に難聴が悪化する状態が見られるのではないのでしょうか。そこで、補聴器購入の

公的補助が必要ではないかと思えます。現在、補聴器購入の公的補助は障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られています。東京都23区では、補聴器助成制度が15区で制定済みで、高齢者の聞こえの支援が広がっています。

静岡県長泉町では2013年、全国的に早い時期から補聴器助成制度をスタートさせています。その取り組みは、役場の窓口業務の中で、お年寄りが耳が聞こえにくく会話の中に入っていけない、社会参加に支障があるなど、孤立するケースや認知症の危険もあったため町担当課で起案し制度化したそうです。

65歳以上で聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満の人が対象で、助成額は購入金額の2分の1以内、所得制限なし、上限3万円とされ多くの町民に喜ばれています。また健康診断に聴力検査を取り入れ、難聴者の実態をつかみ、対象者の幅を広げるなど現行制度の拡充も行われているそうです。

本町でも高齢化率が高くなってきていることから、第8期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に謳われている、住み慣れたまちで健康を維持しながら最期まで安心して暮らしたいという思いに沿えるよう、高齢者補聴器助成制度を創設する必要があると思えますが町長の考えを伺います。

副議長
町長

町長。

高齢者補聴器購入費助成についての御質問にお答えします。難聴は高齢者の多くが直面する課題であり、国においては、難聴と認知症に関する臨床研究を実施するなど、認知症発症のリスク要因としても注目されているところです。本町の補聴器購入の補助については、障害者総合支援法に定める補装具として、聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者の方を対象とした国の補助制度により対応しています。御質問の高齢者の補聴器購入に対する助成制度については、国において、「認知症施策推進大綱」により、認知症の予防と共生を主眼においた施策を推進していることから、国の公的補助として制度化されることが望ましいと考えており、今後、国や道、他市町村の動向を注視してまいります。また、高齢者の難聴は、大部分が加齢性難聴であり、動脈硬化などの生活習慣病予防が難聴の予防にもつながるとされていることから、引き続き高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みを進めてまいります。

副議長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問します。今、町長の答弁の中で、国の公的補助として制度化されることが望ましいということで、今後国や道、他市町村の動向を注視していくということでした。今すぐこの質問をして、すぐその制度化というのは難しいと私も考えます。しかし高齢者の置かれている実態というのは先ほども述べたように、町の第8期計画の中にあるように、やはり最後まで元気にこの町で年を重ねて過ごしていくという

ことは皆さんも望んでいることですし、御本人が一番望んでいることだと思えます。その思いに沿っていくということが必要ではないかなと考えます。そもそもその補聴器助成制度、先ほど町長の答弁もありましたけれども、国の制度として、障害者総合支援法に基づいて補装具費支給制度があります。この制度が先ほど言われたように、障害者手帳を交付される、聴力が70デシベル以上の重度、高度に限っているということで、軽度、中等度の難聴者は対象外となっています。私もいろいろと調べたんですけども、2019年の第2回定例会で「加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」というのが全会一致で採択され、すぐ国会に送られました。意見書があちこちから届いていても、すぐその制度になっていかないことにはやっぱり大きな問題があると思えますし、そうこうしているうちに難聴がどんどん進んでいって手遅れになるということにもつながっていくかと思えます。欧米に比べて日本の補聴器の使用率が低いということはいろんなデータからも示されています。価格も欧米に比べてかなり高額であるということで、いろいろ高齢者を取り巻く健康に関する問題で、歯の治療だとか目の治療だとかそういうものにも比べても補聴器は格段に高いということが実態にあって、なかなか手が届かないというのが実態かと思えます。聴力70デシベルというのは、両耳でいうと40センチ以上離れると、その会話が理解し得ないということだそうです。40センチの範囲でしか会話が理解できないということで、相当の重度、高度の難聴ということであり、今の国の制度はそういう方だけに限定して支給制度があるということで、かなりこれは遅れているなと思えます。世界保健機構（WHO）は、41デシベルから補聴器を付けることを推奨しています。41デシベルというのは、時々人の言うことがちょっと聞き取れない、人の声には音域がありますから聞き取れないというレベルであり、基本的には聞こえるけれどもかなり聞き取りづらくなっているというのが41デシベルということだそうです。こうしたことを述べていきますと、やはりいろいろ近隣の状況とか国の動向を見ながら注視していくということなんですけれども、高齢化率がどんどん上がっていくという中で、やはり近隣に先駆けてこういうようなモデルとなるようなものを本町が実践していくということが大事ではないかなと思えます。全国各地で取り組まれている制度で、先ほど静岡県長泉町の実例を紹介いたしました。そこでは割と早い時期、2013年からスタートさせていて、住民の運動とか何かそういうことではなくて、役場の窓口業務の中で、お年寄りの社会参加に支障があるという声を真剣に担当課で検討して自分たちで起案をして制度化したというのはすごい画期的だと思うんですよ。その辺について、町長はどういう感想をお持ちか、それをまず1点伺いたいと思います。

また、本町の保健福祉課の取り組みは課の職員の大変な努力もあつ

て、コロナ以前は視察も多数になっていると聞いております。今回のコロナワクチン対応でも住民の目線に立って独自の取り組みをされていることは大変大きく評価できます。こうした日常の取り組みの中で、窓口業務や高齢者の難聴に関しての相談件数や対応をどのようにされているのか1点伺います。

先進地事例を先ほど紹介しましたがけれども、東京都の15区の中で既にやっていて、先日の新聞には、千代田区が2020年4月から、助成額が2万5千円だったものを5万円に倍増して、助成人数が大幅にふえているということです。この千代田区でも2012年4月から制度としてスタートしています。やはり住民の声を聞き、使いやすいように何度も制度の内容を更新しているということで、その区の場合は対象を高齢の難聴者だけでなく聴力レベルが片耳40デシベル以上で、聴覚障害の身体障害者手帳を持っていない区民が対象となっています。このように進んでいるところはどんどん拡充させながら健康に管理して、それで高齢者を、また高齢者だけではなくてその難聴の方を守っていくというような制度をやっているのです、ぜひ最初の答弁の中では他のところを注視していくということだったんですけども、ぜひ考えるきっかけになってほしいなと思うので、先ほどの2点の質問にお答えをお願いしたいと思います。

副議長
町長

町長。

それでは、先ほどただいま御質問ありました相談体制のことにつきまして担当課長からお答えをし、その後、私から答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

相談のことについてお答えいたします。障害者自立支援法に基づきまして、手帳を持っている方は現在15名でございます。その中で制度に基づいた補聴器の購入は、令和元年度については修理が2件、購入が3件ございました。昨年、令和2年につきましては1件ございました。日常の保健師等のかかわりの中で相談を受けた機会は今のところございません。ただ、高齢者と接する機会に声をかけをしまして、認知症等のかかわりがあることですか、あと健康教育で周知を行っていけるものと思っております。御本人向けには、やはり難聴と認知機能の低下に関連づけた内容で、健康教育や保健師との個別のかかわりの中で対話を中心に状況をお聞きすることが可能かと思われまます。また介護されている御家族に対しましては、高齢者の難聴に対する日常生活での工夫などについて情報提供ができれば良いのではないかと、いうふうに考えております。私からは以上です。

副議長
町長
(再答弁)

町長。

高齢者の難聴の方は認知症の発症リスクが高いと言われておりますけれども、補聴器を早期に使用することで老年性難聴の進行を遅らせることができるかについては、根拠となる研究成果はまだないようでござ

ざいます。しかし、議員が言われるとおり、耳が遠い方は社会参加をためらうことやコミュニケーション不足に陥ることに懸念があることも事実でございます。全国的には、議員言われますように東京都が進んでおります。道内では北見市、池田町、赤井川村の3自治体で取り組まれております。静岡県長泉町でございますけれども、人口規模は4万人弱でございますけれども高齢化率は22%で、昭和58年から交付税不交付団体ということで、本町とは状況的に異なる部分があるかと思っておりますけれども、先進的に取り組まれていると感じております。購入費の助成でございますけれども、これらの全国的な実態や、これからさらに向かうであろう超高齢化社会を踏まえた場合、購入費の助成につきましては、国の補助制度として行われるべきと私は考えてございます。なお、全国市長会におきましても国の制度化について同様に要望しているという状況でございます。また、議員言われました本議会におきましても令和元年度の第2回定例会におきまして意見書採択されておりますので、国の補助制度として創設するべきものと考えております。

副議長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。ただいま町長とそれから保健福祉課長に御答弁いただきました。高齢者の生活実態の把握というところで、いろいろ取り組まれてお話をさせていただきました。それで1点伺いたいんですけども、健康診断の中に聴力検査を入れるというところを先進地で取り組んでいて、そこでわかるというか、独居、一人暮らしの方は自分が難聴なのかどうかも、会話もあまりないのでわからないという状況とかも生まれる中で、やはり聴力検査が大事だということ取り入れているということがあります。その辺をどう考えているのか、ちょっとそれ1点伺います。

それから、高齢者の外出を促進するという意味で、いろいろ今はコミュニティの茶話会とかいろんなものに取り組まれていて、このコロナ禍の中でなかなかいろんなことができないでいる実態もあろうかと思うんですけども、本年から始まるデマンド交通、そういうものもやっぱり積極的に活用しながら外出の機会をどんどんつくっていく、そういうことが必要になってくるかと思っておりますので、その辺は保健福祉課のいろんな施策の中に載せられていると思っておりますけれども、改めて今後さらに進めていくことで何かお考えがあれば伺いたいと思います。

それから、先ほど町長も、国の制度として制度化ができるように望んでいるということで、全国市長会のほうからも要望が上がっているということでしたけれども、やはりそれを望みつつも、次の計画の時にやはり近隣に先駆けてこういうことを取り入れるということをぜひ検討してほしいなと思うんですけども、それを伺います。

副議長

町長。

町 長 最初に健診の関係につきまして担当課長より説明をし、その後、私からの御回答させていただきます。

保健福祉課長 (再答弁) **現在の**特定健診、40歳から74歳につきましてはメタボリック・シンドロームを重点的に実施されております。また、70歳以上の後期高齢者の検診では、チェックリストの導入によりまして、フレイルとあって、加齢とともに運転機能や認知機能が低下するものを早期に発見するための内容となっております。耳の聞こえの内容につきましては導入していない状況にあります。国の研究におきましても、加齢性の難聴は徐々に進行するため御本人が自覚されていない場合が多いということで、こういった健診に導入することがいいのではないかとというような内容も検討されているようです。ただ、この研究の内容を見ますと、主に健診については内科医師が判定をするわけですがけれども、聴力につきましては耳鼻咽喉科との連携も必要になってくるということもありまして、様々な面で体制整備が必要になるというふうに謳っております。私どものほうも耳鼻科との連携が必要になるというふうに感じております。結論から申しますと、今後こういった聴覚検査が導入することを私どもも期待をしているという段階でございます。

副 議 長 町 長 町 長 (再々答弁) 町長。 それでは私のほうからでございますけれども、まず、第8期の介護保険の事業計画策定にかかりますアンケート調査では、耳が聞こえないなどの理由で外出を控えているということで御回答された方もいらっしゃると思います。それらを踏まえまして、第9期においてはそれらの検討もする必要があらうかと思えます。

副 議 長 町 長 (再々答弁) それと、高齢者の外出支援につきましては、いろんな事業をしておりますので様々な部分で通じることがあらうかと思えます。その外出支援がさらに進みますよう、そちらのほうは、事業計画やほかの事業とも考え合わせながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

副 議 長 熊木議員 3番 熊木 恵子議員。 2問目に移ります。誘客交流拠点施設建設の今後予定についてを町長に伺います。

副 議 長 熊木議員 誘客交流拠点施設整備のスケジュールを見直すと広報5月号に掲載されています。本年第1回定例会でも質問しましたが、3月中旬の内閣府及び有識者による審査の結果、本事業は不採択となりました。不採択の理由として、地域連携が不足し、費用対効果が見えにくいと指摘されています。その後の説明で、広域での取り組みの強化を検討し、令和4年1月に予定される地方創生拠点整備交付金の再申請に向けて、今後も整備計画を進めていくとしていますが、具体的にどのような見通しを持っているのか伺います。

副 議 長 熊木議員 新型コロナウイルス感染症は今月からワクチンの接種が始まりました。

たが、変異株や感染経路不明などにより町民の不安は収まっていない状況ではないでしょうか。新型コロナ感染により、新たな生活スタイルが呼びかけられ、日常の生活に対する常識や経済の疲弊などにより、生活そのものの見直しが迫られている状況です。室内の狭い空間で密を避けられない場所に集うことを避ける状況が生まれているのではないかと思います。また、木材や備品、材料費が高騰し建築現場等から悲鳴が上がっているとの報道があり、施設建築費、駐車場整備費等、計画の見直しも必要になってくるのではないかと考えます。住民の意見を伺いながら進めていくとのことですが、この整備計画について建設ありきでなく、町の活性化や町の将来の姿などを話し合える場の設定と、全町民の意見を十分聞く機会を設けるべきと考えるが町長のお考えを伺います。

副議長
町長

町長。

誘客交流拠点施設建設の今後予定についての御質問にお答えします。初めに、地方創生拠点整備交付金の再申請に向けては、さっぽろ連携中枢都市圏域における、子育て環境の整備と子育て支援施設の相互利用を行う事業として、本施設がさっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられるよう協議を進め、圏域での連携強化に取り組んでまいります。施設の建設にあたっては、安全・安心に利用できる施設として、清掃、消毒、換気など、徹底した新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を講じるとともに、事業費につきましては、限度額を基本として、整備を進めてまいります。最後に、町民への説明や御意見をいただくために、引き続き町広報誌や町ホームページによる情報発信を行うとともに、行政懇談会やワークショップなどを開催し、令和5年のオープンを目指し事業を進めてまいります。

副議長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。これまでに何度も誘客交流拠点施設の建設について質問してきました。今までの議事録とかもいろいろ読み返した中で、多分私が今回この質問をしても答弁はすれ違ったままというか、なかなかかみ合わないのかなと思います。というのは、前回、本年3月30日に臨時議会の関連予算の減額が提案されて、繰越明許費について廃止となった臨時議会がありました。そういう中でも、それから私が本年第1回定例会で質問した中でも町長は、町長のもとには肯定的な意見しか来ていないというような答弁でした。私はずっと一貫して言ってきているのは、やはり全町民の意見を聞くようにということで、前町長に対しても答弁を求めてきました。それでいろいろと世代ごとや各団体とかにアンケートを取ったり懇談会をしたりということで、前回も資料とかも見せていただいて、その中で要望する声があるということは理解はします。しかしその中で、前回も申し上げたんですけれども、同じように全町民に御意見を伺うということ、やっぱり今持ってなぜそれをしなかったのかということが本当に理解できま

せん。その時に一緒に広報、今までも、それから先ほどの答弁の中でも、広報とかそれからパブリック・コメント、それからホームページ、いろんな中に載せて情報を提供しているので住民には伝わっているというようなお考えだと思うんですけども、なかなか未だに、そんなものができるのかとか、必要ないとかという声もたくさん私は聞きます。それからシンポジウムや本年3月27日に開催された座談会、その中でも多くの意見が出ました。その座談会の進め方についても、当初は予定どおり進めようと思ったんでしょうけれども、ちょうどその前の3月16日に不採択になったということで新聞にも大きく報道された後だったので、やはりその説明をきちっとしてからでないとは進まないとは思っていたし、座談会そのものが中止になるのかなとも考えていました。しかしそのままやっただ中で、やはり多くの方から本当にそれだけの大きな金額をかけてつくるということにどんな意義があるのかとか、説明が不十分だという声が出されたと思います。やっぱりそういうことに対して真摯に向き合うということが、私はどうしても必要だと思います。それで先ほども答弁にありましたけれども、今回不採択になったということで、来年、令和4年1月に再申請をするということで今準備を進めているということですけども、本年第1回定例会での質問には、住民に説明会なり、それから懇談会を開いていろいろするべきではないかということで、町長の執行方針の中にも住民の懇談会は開くということでしたけれども、コロナが収束しない中でなかなか開けない実態があるのはそれは理解します。その中で、町長は答弁していないですけども、誘客交流施設に限ってというか、その1点での説明会を私はまずそれはすべきだと思うんですよ。それから、今ずっと建設ありきで進んでいますけれども、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、私は子どもの遊び場が欲しいという願い、そこは以前から申し上げているとおりに、そこに背を向けるものではありません。だけれども、今町内にあるぼろろの体育館とか、いろんな施設を有効利用してはどうかという意見は、いつでも議会の懇談会などそういう中でも出されていきました。それで、体育館の利用をと、前に質問した時に、少年団とかいろいろ使ってスケジュールが埋まっているので、それは使えないということでしたけれども、私はやっぱり曜日や時間などを決めて、その中で活用できる時間はあるかと思うんですよ。そういう中に以前、旭川のほうとかの施設も見学した時に、大型のソフトブロックとかを子どもが自由に動かして、あまり危険がないものとかそういうものを設置しているところとかがありました。だからそういうものを置いたり、遊びのコーナーをつくるとか、そういう形でも対応できるのではないかなと思います。それでちょうど今回不採択になったことで来年の1月の申請までは時間がありますし、そこの中でやっぱり本当に今後のまちづくりというか、そのまちの活性化ということを考えて、キャッチフレーズにある「3

0年後も子どもたちという風景」ということがキャッチフレーズであるとするれば、やはりこの際町の活性化に向けて、それからどういう将来、南幌がどういう夢を描いて進んでいくのかということ、本当に座談会とかいろいろこう計画している中で、そういうことをその場所で開催していく、そういう機会を設けるべきだと思います。その機会を設けても、なかなか全員が参加するということにきつとらないと思います。それでもやっぱり参加できなかった方がどういう考えを持っているのかということ、それを細かくつかんでいくということがやっぱりトップの役目だと思います。ですから、そういうことを、今またこういう質問をするのかと言うかもしれないですけども、やはり丁寧にそこは聞き取っていくべきだと思うので、そこのお考えを伺います。

それからランニングコストのことです。以前質問した時に、1年間に3,000万円ということで、収益というか入場料とかそういうものを差し引くと2,000万円ぐらいという答弁でした。それで、先ほどの質問に今、木材費とかいろんなものが高騰していて、ウッドショックという言葉が今、いろいろ新聞とかに載っています。それぐらい木材の価格が高騰で建設業界とか大変苦境に立たされているということなんですけれども、この影響について本当にどのようにお考えなのか。限度額を基本として整備を進めてまいりますと言うんですけれども、これが大幅に上がるというふうになったらやはり負担額はすごく大きくなるかと思えます。その辺のところはどういう試算をされているのか、そこをもう少し丁寧に答えたいと思います。

それと、町民のいろいろその町を思う気持ちというか、それは子どもが遊べるその施設は三世代が交流できたり、いろいろという形になっているんですけれども、やはり今一度、本当にこの建物が必要かと、1年遅れたことによって北広島のファイターズ球場ができてきます。そうなってくると人の流れが本当に南幌町に向かってくるのかというところではすごく疑問に感じます。また、この誘客交流拠点施設をつくることによって人との交流、そしてゆくゆくはやっぱり定住してもらって、移住定住につなげるという考えにもなっていますけれども、今確かに美園を中心にたくさん住宅が建っています。それは一番大きなのは子育て支援の補助金、それがあるのと土地が安いからということもすごく大きく影響していると思います。そういう形でもやっぱり南幌町に住んでくれる人がふえるというのは本当に喜びでありますし、ですからそういう人方も交えて、やはり今後のまちづくりというものをきちっと考える機会を今ちょうどできる時ではないかなと思うんですけれども、その辺で町長の考えを伺います。

副議長
熊木議員
副議長

以上ですか。熊木議員。

はい。

町長。

町 長
(再答弁)

熊木議員からは再三御質問をいただいておりますけれども、私はいつも真摯に受け止めて、御回答もしているつもりでございますし、私自身、説明が下手なこともあろうかと思っておりますけれども丁寧な説明を心がけているつもりでございますので、そのことにつきましては御理解いただけますようお願い申し上げます。今までの経過でございますけれども、これにつきましては再三申し上げてきております。町といたしましては平成30年からこの計画を進めており、その間議会とも議論を深め、その経過を町民にお知らせし、また手段としては広報、またはシンポジウムですとか、座談会ですとか、そういうふうなもの、またアンケート調査なども活用しながら行ってきております。それで本年度の執行方針におきましても、実施設計並びに建設工事を進めてまいりますということを掲げ、御承認をいただいております。したがって、施設建設の是非を説明するのではなく、施設建設に向けた説明が必要であるというふうに考えてございます。そういうことで今も進めてございます。そのワークショップなり、シンポジウムでございますけれども、施設建設に向けて、町民目線で御利用いただくための検討をするための手段として行ってございます。また、行政懇談会の件でございますけれども、昨年私、10月に町長に就任させていただきまして、11月からコロナが拡大しまして、私一番最初に、以前にも申し上げていましたけれども行政懇談会を開催するのが目的でございました。それがかないませんでした。そのことにつきましては行政区長さんなどにもお願いしておりましたけれども、今までの経過につきましては議員のほうにもお知らせしていると思っております。今後に向けましてはワクチン接種を見越して、10月から11月にかけて行政懇談会を開催したいと考えてございます。行政懇談会の開催につきましては、4月の行政区長会議でも私からお願いを申し上げましたし、来週には6月の行政区長会議が予定されております。その中でもお願いをしてみたいと考えてございます。また、本年度は、総合計画の後期計画の策定年度でもありますことから、町の活性化や将来像などにつきましては、そこでまた多くの町民からの御意見も賜ることができるのかなと思っております。それと多くの町民の合意が必要ではないかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、施設建設の議論は約3年になります。その間、町としましては様々な経過を踏んでまいりました。施設建設の是非につきましては、令和2年2月の議会全員協議会におきまして、町民の代表である議員の皆さま方多数の賛成により決していただきました。したがって、町民の合意性などについては承認されたことの結果であると私は考えてございます。

2点目の資材費の高騰でございますけれども、生コンや鉄骨材、木材の価格が上がっていると聞いてございます。特に木材でございますけれども、アメリカを中心にコロナ禍で住宅需要が高まり輸入材の価格が急騰していると聞いております。本施設は主に道産材で建設すること

を予定しておりますけども、輸入材の不足によります国産材の需要が高まり、また道産材への影響が懸念されますけども、現時点において積算価格などについての正式な情報はございません。なお施設の建設事業費につきましては限度額を基本としましてこれから整備をするための協議を進めていく予定でございます。現時点において仕様などの変更は想定されますけれども、計画自体を変更しなければならない見直しは考えてございません。

それと南幌町に人が向かうのかということでございますけども、これは向かってもらわなくては困ることで、令和5年の北広島ポールパークの開業、そして令和6年度中に開通予定が正式に公表された高規格道路、中樹林道路の完成、これらを追い風として南幌にさらに人を呼び込みたいというふうに考えてございますし、本施設は子育て支援をする施設として、それらを軸に交流人口の拡大、町の活性化を目指してまいりたいと考えてございますので、その目的、目標にぶれないように進めていきたいと思っております。

3番 熊木 恵子議員。

副議長
熊木議員
(再々質問)

再々質問します。ただいま町長のほうから、懇談会が所信表明でも話されていますし執行方針でも話されて、する予定というかその意欲があったことは私も認めていますし、たまたまそのコロナが重なってできなかったということは本当に理解できます。それで区長会の方にも話して、区長会のほうからもやっぱり今の時期は無理ではないかと言われたことも報告を受けてわかっています。その中で本当に説明を十分したくてもできなかったという思いがあるのかと思うんですけども、広報に載せているからとかシンポジウムを開催したから、それからホームページに載せているからというだけで、全町民の思いがそこに伝わるというのはなかなか難しいのではないかと思いますよ。ね。それでじゃあどうしたらいいのかということと、やっぱり町長は先ほど丁寧に説明しているつもりだということとおっしゃって、でもそのところがなかなか町民に伝わらないということも事実あると思います。ですから、やっぱり今ここまで来て、私はやっぱり3月の時には一時凍結したらどうかと質問をしました。今回もやっぱりいろいろ見直しという時に、本当にこのまま建てる方向で進んでいいのかという思いでは、未だに私もそういうふうに思っています。それで中央公園にということとずっと進んできていて、今回不採択になった理由が2つということも考え合わせると、やはり場所をもっと、例えばですよ、市街の活性化とかというのであれば、もう少しそういうことを考えたり、それから本当に子どもが遊べる場所というふうに限定するのであれば、いろいろ模索して、先ほど言った体育館を使うとかいろいろなことをしながら、そういう中でお母さんや子どもたちの遊んでいる様子の中から、やっぱりこういう小規模なものが必要ではないかと出た時にそういうような話し合いが進んでいくのはやぶさか

はないかと思います。それから、私もいろいろ考えた中で、例えば、南幌町は役場を中心にいろいろ施設がありますけれども、あいくるがあって、改善センターがあって、プールがあって、体育館がありますよね。その中で、やはりそこを一体で遊べるというふうに考えた時に、何かそういうようなことを検討するというか、そういうことが必要ではないかなと思うんです。それから町民プールも結局、通年を通して使えるというものではなくて、予算の関係でそれができなかったので夏の間だけになっていますけれども、冬の間あれが全く使われない状態にいるというのを考えると、何かそこを使えるような工夫をできないのかなと思いました。ですから、そういうことを町民の皆さんから意見を募集したり、それこそいろいろエリアマネジメントの中でワークショップなどいろんなことをやっているんですから、その中にそういう提案をしながら意見を聞く、そこにたくさんの人、町民に参加してもらおうということをするべきではないかなと思います。

それとさっきのウッドショックの話で、道産材も注文が殺到して対応できないというようなことが新聞に大きく書かれています。予定どおりの金額で進められるということで答弁されましたけれども、不可能なのではないかなと考えるんですけれども、その辺の見通しは、全くそうふうには思わないのでしょうか。もしそれが、予定した基本のそれよりもはるかにオーバーしたときの対策というか、その辺のことまで考えていらっしゃるのかどうか、それを最後にお聞きしたいと思います。

副議長
町長
(再々答弁)

町長。

全町民に思いが伝わっていないのではないかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、先ほどから、以前にもお話ししたように、町としましては伝わるように努力してきたつもりでございますし、今後もししていくことには変わりません。そんなことで、もし町民の方から、これはどうなっているのか、これはこうしたほうがいいのかというようなことがございましたら、私はそれには対応してまいりますし、また大人数より小規模でお話ししたほうが意見を出しやすい、または理解されやすい、いろんなことも考えられます。そういうようなことを考えれば丁寧に説明をさせていただくということを考えれば、出前講座を活用していただくとか、故郷ふれあいミーティングを活用していただくなど、そのようなことも考えられるのかなと思います。

場所につきましては、中央公園ということで設定させていただきました。この場所につきましては、議会のほうとも十分今まで議論をしてきたつもりでございます。様々なご意見がございました。その過程につきましては、その都度町民のほうにフィードバックをして、あとは議会とも議論してまたフィードバックして、最終的に議会のほうで決めていただいたと、そのように考えてございます。

また、プールの有効利用とかそういうこと、また、ぼろろも含めまして、誘客問わず、これについてはこれからも、先ほどの一般質問もございましたけども、町民の満足度が高まりますよう、また行政コストに負担をかけないようにやっていかななくてはならないと思っております。

それと資材費の高騰でございます。新聞紙上ではいろんなことで影響の大きさを報道されてございますけども、先ほど申し上げましたように、現在の需要の高まりは木材につきましては輸入材でございます。アメリカから見たら国産材のロットというのはかなり少ないです。それで国産材の需要が高まるのではないかと想定されています。その影響がさらにロットの少ない道産材にまで影響するのではないかとということでは言われています。ただ、それらの実際的な部分については何も公表されていませんし、わからないわけでございますけども、私どもとしましては事業費の限度額、これに沿って事業を進めてまいるといふ考えには変わりはありません。それで事業費が飲み込まない、そういう部分が仮にあったとした場合、その場合については仕様の変更などで済むものなのか、または計画の一部を見直していく必要があるものなのか、それについては現状では判断できないものでございまして、町としましては、現在のところ施設の限度額、これに向かって進めていくという考えには変わりはありません。

副議長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1時10分まで休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

(午後12時10分)

(午後 1時10分)

副議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 細川 美喜男議員。

細川議員

それでは南幌町第6期総合計画後期計画の策定について町長に質問いたします。本年度は、平成29年度から始まった南幌町第6期総合計画の後期計画の策定年度となっており、これまで実行してきた施策を検証の上、見直しが必要な場合は、改めて基本計画を策定することとなっております。

南幌町第6期総合計画の策定当初には、想定していなかった北海道ボールパークが北広島市で令和5年に開業することや新型コロナウイルス感染症など南幌町を取り巻く状況が大きく変わってきています。

そこで町長に伺います。町長が就任され初めての総合計画後期計画の策定にあたり、町長の目指すまちづくりのため、新たな計画を盛り込まなければならないと思いますが、新たな事業を検討しているか伺います。

また、南幌町第6期総合計画後期計画の策定にあたり、町民等から

意見掌握のための町民アンケートの実施や、町職員による総合計画プロジェクトチームの編成を行い、若手職員からの提言などを踏まえた施策や事業の検討を行う予定があるか伺います。

町長 「南幌町第6期総合計画後期計画の策定について」のご質問にお答えします。

後期基本計画については、本町を取り巻く情勢の変化を踏まえた上で、第6期総合計画の基本理念である「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」や、第2期南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来ビジョンである「30年後も子ども達という風景」を基本に、策定を進めてまいります。

後期基本計画は、基本構想を基盤とした令和4年度から令和8年度までの計画であることから、町民からの意見掌握につきましては、パブリック・コメント及び行政懇談会の実施や必要なアンケート調査などを予定しています。

また、計画の策定にあたっては、全職員の能力を引き出したいとの思いから、主幹、主査職を対象としたセミナー、ワークショップ、主任職以下の若手職員を対象とした職員研修などを通じて、新たな取り組みを含め、提案を求めることとしています。

これら町民からの意見や職員から提案された事業につきましては、プロジェクトチームをはじめとする庁内組織で検討の上、総合計画策定審議会において審議を進めてまいります。

副議長 10番 細川 美喜男議員

細川議員 町長、答弁ありがとうございました。今お話をお聞きして、町民からの意見の掌握につきましては、パブリック・コメントや行政懇談会、またアンケート調査を予定されていると、コロナ禍ではありますが行政懇談会が予定どおり実施されますよう心から願い、また町民の方から多くの意見が出されることを期待しております。また、町職員におかれましても、若手職員を含む全職員の能力を引き出すとのことで、新たな取り組みを検討されており、町長の後期計画への強い意欲を感じました。後期計画の具体的な検討は、これから本格的に取り組まれることと思います。細かい質問につきましては、本日はいたしません。町民の方々が期待の持てるまちづくりの後期計画を検討していただきますようお願い申し上げます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長 以上で、細川 美喜男議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南幌町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長

町 長

ただいま上程をいただきました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南幌町一般会計補正予算（第12号）であり、歳出では高度無線環境整備推進事業、緊急経済支援事業等の減額、歳入では地方譲与税、地方交付税等の最終確定に伴う精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,491万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,562万7,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副 議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第32号 専決処分書 令和2年度南幌町一般会計補正予算（第12号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。12ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額98万3,000円の追加です。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金積立金421万円の減額、ふるさと応援基金積立金519万3,000円を追加するものです。

4目企画振興費、補正額620万4,000円の減額です。生活路線等交通対策事業、高度無線環境整備推進事業、それぞれ事業確定により精査するものです。

8目防災諸費、補正額362万7,000円の減額です。避難所衛生環境確保事業で、事業確定により精査するものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額1,606万4,000円の減額です。商工会運営助成事業で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、ふれあいまつり等の中止による商工会運営補助金116万4,000円の減額。緊急経済支援事業で、中小企業等特別給付金1,140万円、小規模事業者持続化特別補助金350万円の減額、それぞれ確定によるものです。なお実績として、中小企業等特別給付金で35事業者、350万円。小規模事業者持続化特別補助金で3事業者、150万円を交付しています。

次に、7款土木費3項2目公園費、4項1目住宅管理費については、補正額はありません。それぞれ財源内訳を変更するものです。

次に、歳入の説明を行います。9ページをごらんください。

1款町税5項1目入湯税、補正額421万1,000円の減額です。

2款地方譲与税2項1目自動車重量譲与税、補正額362万9,000円の減額です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額108万5,000円の追加です。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金、補正額246万9,000円の追加です。次ページにまいります。

9 款環境性能割交付金 1 項 1 目環境性能割交付金、補正額 2 9 6 万 5, 0 0 0 円の減額です。それぞれ確定によるものです。

次に、1 1 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 1, 0 9 6 万 6, 0 0 0 円の減額です。特別交付税の確定によるもので、これにより特別交付税の交付総額は 3 億 5, 9 0 3 万 4, 0 0 0 円となります。

次に、1 8 款寄附金 1 項 1 目一般寄附金、補正額 1 5 万円の追加です。令和 3 年 3 月 3 1 日付けで退職した職員 5 名からの寄附金です。

3 目ふるさと応援寄附金、補正額 5 1 9 万 2, 0 0 0 円の追加です。御手元に各年度のふるさと応援寄附金の実績資料を配布していますので、参考としてごらんください。次ページにまいります。

1 9 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 8 2 3 万 7, 0 0 0 円の減額です。財源調整を行うもので、これにより令和 2 年度末基金残高は 7 億 9, 5 4 7 万 5, 5 8 0 円となります。

次に、2 2 款町債 1 項 1 目総務債、補正額 3 8 0 万円の減額です。高度無線環境整備推進事業の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ 2, 4 9 1 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の総額を 8 7 億 5, 5 6 2 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次に、第 2 表 地方債補正の説明を行います。5 ページをごらんください。変更です。高度無線環境整備推進事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上で、議案第 3 2 号の説明を終わります。

副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3 番 熊木 恵子議員。

熊木議員 1 点だけ伺います。資料の 1 1 ページ、高度無線環境整備推進事業のことなんですけれども、事業費が確定して、6 億 9, 4 9 0 万円の事業となると思うんですけども、これ、今はどれぐらいの進捗状況なのか、そこ 1 点伺いたいんですけどもお願いします。

副議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 高度無線環境整備推進事業費につきましては、令和 2 年度の事業につきましては実施設計までは終了してございます。整備費につきましては、繰越明許を行い令和 3 年度の事業ということで、令和 3 年度中の事業完了を予定してございます。以上です。

副議長 3 番 熊木 恵子議員。

熊木議員 (再質問) 今、実施設計の分までということだったんですが、当初の説明で、令和 4 年 3 月 3 1 日までに事業が終わるといような説明だったと思うんですけども、今はどの辺まで動いていて、どういう状況なのかということが知りたいんですけどもお願いいたします。

副議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 工事につきましては、今事業者の N T T が工事前の準備を進めているところでございます。今後、工事を進捗させまして、年度内に仮申

込等を住民のほうに周知してまいりたいと考えてございます。以上です。

副議長
熊木議員

3番 熊木 恵子議員。

年度内に仮申込ということは、3月31日までに全て町内の高度無線が使えるようになるというふうに考えてよろしいですか。それお願いします。

副議長
まちづくり課長
(再々答弁)
副議長

まちづくり課長。

令和4年3月31日までに工事を完了しまして、供用開始につきましては令和4年からということで予定してございます。以上です。

ほかにありませんか。

ありませんか。(なしの声。)

質疑がないようですので質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度南幌町一般会計補正予算(第12号))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第33号 専決処分の町税条例等の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

地方税法等を改正する法律等が3月31日に公布され、原則として4月1日施行に伴い、町税条例等の一部を改正する条例を3月31日専決処分として交付したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるとでございます。今回の地方税法等の一部改正及び令和2年町税条例改正の改正規定の改正により、町税条例等の改正を二条建てとしております。

初めに、第1条による改正は町税条例の改正で、主な改正点は個人

の町民税に係る給与所得者及び年金受給者の扶養親族申告書、退職手当を受ける者の退職手当申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長及び種別割のグリーン化特例のうち営業用乗用車に限定した上での特例制限を延長する規定の整備で、法律の改正に伴う条文規定の整備を行うものでございます。

次に、第2条による改正については令和2年の町税条例の一部を改正する条例の改正として、法律改正にあわせて、改正規定を改正する措置でございます。

それでは、別途配布しました議案第33号資料 町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であります。アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条による改正でございますが、第36条の3の2は「個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」に関する規定、第36条の3の3は公的年金等受給者に係る同様の規定で、法改正に伴い、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備を行うものでございます。

続いて2ページにまいります。第53条の8は「特別徴収税額」に関する規定で、法改正に伴い退職所得申告の定義に係る規定の整備を行うものでございます。第53条の9は「退職所得申告書」に関する規定で、次ページにかけて退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備として2項を加えるものでございます。

続いて3ページ、第81条の4は「環境性能割の税率」に関する規定で、法改正に伴い、引用項を加えるものでございます。附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、法改正に伴う引用項の整備、削除、繰り上げ等の整備。第6項は新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産を中小事業者等が取得された場合、固定資産税の課税標準を3年間、ゼロとする規定を新たに加えるものでございます。

続いて4ページ、第11条から8ページにかけての第15条までは、法改正に伴う適用期限の改正でございます。

第15条の2は「軽自動車税の環境性能割の非課税」に関する規定で、法改正に伴う軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9カ月延長するものでございます。第15条の2の2は「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」に関する規定で、法改正に伴い引用項を加えるものでございます。

9ページ、第16条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、法改正に伴い引用項の改正、字句の削除、字句の整備。第6項から第8項までは軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、

50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する規定を新たに加えるものでございます。

続いて11ページ、第16条の2は「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」に関する規定で、法改正に伴う引用項の整備でございます。

続いて12ページ、第25条は「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」に関する規定で、法改正に伴い第2項に住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長をする規定を加えるものでございます。

続きまして13ページ、第2条による改正で町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。

令和2年度の町税条例の改正を一部改めるものでございます。

第3条は、改正規定中、法改正に伴い、引用条項の整備、字句の改正でございます。

続きまして16ページ、改正附則でございます。

附則第1条は、施行期日を規定するものでございます。

附則第2条は、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第33号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

副議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程7 議案第34号から日程8 議案第35号までの2議案につきまして関連がございますので、一括提案いたします。

●日程7 議案第34号 辺地に関わる総合整備計画の策定について

●日程 8 議案第 3 5 号 令和 3 年度南幌町一般会計補正予算
(第 1 号)

以上、2 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました 議案第 3 4 号から議案第 3 5 号の
2 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第 3 4 号 辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、川向辺地に係る公共的施設の整備に伴い、川向辺地総合整備計画を策定する必要があるため、本案を提案するものです。

次に、議案第 3 5 号 令和 3 年度南幌町一般会計補正予算 (第 1 号) につきましては、歳出では、地域福祉施設管理事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナワクチン接種事業に係る経費等の追加、賑わい創出広場整備事業の減額。歳入では、子育て世帯生活支援特別給付金事業等の国庫支出金、企業版ふるさと応援寄附金の追加、賑わい創出広場整備事業に係る道支出金、町債の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 億 8, 5 1 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

議案第 3 4 号につきましては、まちづくり課長が。議案第 3 5 号につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副 議 長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第 3 4 号 辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

川向地区における南 7 線排水路整備にあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、川向辺地に係る公共的施設の整備を図るため、川向辺地総合整備計画を策定するものでございます。次ページをお開き願います。

川向辺地総合整備計画書の内容について御説明いたします。1 の辺地の概況について、(1) 辺地を構成する町または字の名称は、空知郡南幌町川向。(2) 地域の中心位置は、空知郡南幌町 3 3 1 4 番 1。(3) 辺地の程度を示す辺地度点数は 1 4 1 点です。次に、2 の公共的施設の整備を必要とする事情について。辺地地域の排水路は、昭和 5 8 年に災害復旧事業で造成したコンクリート柵渠排水路で、整備後 3 7 年経過し、経年変化により柵板の傾倒や縦断勾配の不陸が発生しており排水機能が低下しているため、南 7 線排水路を整備することで水路の維持管理作業の低減や災害の未然防止を図るものです。また排水性の向上により、転作作物の生産性の向上や高収益作物の生産拡大を推進し、担い手農家への農地の利用集積を期待するものです。3 の公共的施設の整備計画は令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間であり、5 年間の総事業費、財源内訳に関しては表のとおりです。なお財源内訳の一

般財源のうち、辺地対策事業債を充当する予定額は4、700万円となります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

副議長
副町長

副町長。

続きまして、議案第35号 令和3年度南幌町一般会計補正予算（第1号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。14ページをごらんください。2款総務費1項3目財産管理費、補正額350万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。後ほど歳入で説明いたしますが、道内企業1社より寄付を受けたものです。

4目企画振興費、補正額8,900万円の減額です。賑わい創出広場整備事業で、誘客交流拠点施設整備に係る地方創生拠点整備交付金の不採択を受け施設整備が後年次となったことから、賑わい創出広場整備に係る本年度事業費を減額するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額761万2,000円の追加です。地域福祉施設管理事業で、中央寿の家の解体を行う経費を追加するものです。

2項5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費。目の新設です。補正額824万9,000円の追加です。国の新型コロナウイルス感染症対策として、低所得者の子育て世帯に対し、対象者一人あたり5万円を支給するものです。子育て世帯生活支援特別給付金事業として、次ページにかけて消耗品、システム改修、給付金などの経費を追加するものです。支給対象者につきましては、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給者、及び高校生の養育者のうち令和3年度分の住民税均等割が非課税である者、若しくは新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和3年度分住民税均等割が非課税であるものと同様の事情が認められる者とされます。本町における給付対象者は、国の調査時点で85名となっています。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額1,204万8,000円の追加です。感染症予防事業で、予防接種歴を把握するため、マイナンバー制度を活用した情報連携を開始するための健康管理システム改修費の追加。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、高齢者へのワクチン接種の早期完了を図るため、休日接種日の追加等に係る経費として、次ページにかけまして、会計年度任用職員報酬、職員時間外勤務手当、ワクチン接種委託、国の新型コロナワクチン接種記録システムと健康管理システムの連携に係る改修費などを追加するものです。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額3,043万6,000円の追加です。担い手育成対策事業で、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金として、麦・大豆の生産拡大を図るため、国が営農技術や機械の導入に対し支援を行うもので、1団体が補助採択さ

れたことにより追加するものです。

3目農地費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額2,500万円の追加です。南幌温泉経費で、北海道内における新型コロナウイルス感染症拡大による、まん延防止等対策と緊急事態宣言発令に伴い、キャンセル等により利用者が減少し大幅な減収となっていることから、運営経費の一部を支援するため指定管理料を追加するものです。

次に、8款消防費1項1目消防費、補正額322万3,000円の追加です。南空知消防組合負担金事業で、南幌支署地下タンク配管の改修に要する経費を追加するものです。

次に、9款教育費4項6目生涯学習センター管理費、次ページ10款公債費1項1目元金については、補正額はありませぬ。それぞれ財源内訳を変更するものです。

次に、歳入の説明をいたします。11ページをごらんください。15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、補正額348万6,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、休日のワクチン接種に係る診療報酬改定等に伴い、追加するものです。

2項2目民生費国庫補助金、補正額824万9,000円の追加です。子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費及び事務費の補助金です。

3目衛生費国庫補助金、補正額573万9,000円の追加です。疾病予防対策事業費等補助金として、健康管理システムの改修に係る補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、高齢者へのワクチン接種の早期完了に必要な体制確保に係る補助金です。

次に、16款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額4,450万円の減額です。賑わい創出広場整備事業に係る地域づくり総合交付金を減額するものです。

4目農林水産業費道補助金、補正額3,043万6,000円の追加です。水田麦・大豆産地生産性向上事業に係る補助金です。次ページにまいります。

17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額221万9,000円の追加です。土地売払収入で、ふれあいタウン稲穂1区画を売却したものです。

次に、18款寄附金1項2目教育費寄附金、補正額2万円の追加です。吊し飾りサークル様より3万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額350万円の追加です。企業版ふるさと納税として、札幌市北土建設株式会社様より350万円の寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2,93

1万9,000円の追加です。財源調整を行うものです。

3目ふるさと応援基金繰入金、補正額1,120万円の減額です。賑わい創出広場整備事業に係る繰入金を減額するものです。次ページにまいります。

22款町債1項1目総務債、補正額3,330万円の減額です。賑わい創出広場整備事業に係る起債を減額するものです。

4目農林水産業債、補正額390万円の追加です。辺地に係る総合整備計画による農業水路等長寿命化整備事業に係る起債です。

7目消防債補正額320万円の追加です。南幌支署の地下タンク改修に係る起債です。以上、歳入歳出それぞれ106万8,000円を追加し、補正後の総額を69億8,511万6,000円とするものです。

次に、第2表 地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。追加です。農業水路等長寿命化整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。

変更です。南幌支署改修事業につきまして、事業費の変更に伴い、限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次ページにまいります。

廃止です。賑わい創出広場整備事業につきまして、充当事業費の減額に伴い廃止するものです。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第34号 辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第35号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第34号 辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

副 議 長

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第35号、令和3年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第36号 財産の取得について(情報系システム更新)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第36号 財産の取得につきましては、情報系システムの更新にあたり、過日入札を執行したところ
副議長 総務課長

です。契約の内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第36号 財産の取得につきまして御説明を申し上げます。次ページをごらんください。

1、取得の目的、情報系システム更新。2、取得する財産、情報系システム一式でございます。3、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡でございます。4、取得金額、3,410万円。内消費税及び地方消費税の額310万円。本件につきましては、去る6月1日に見積合わせを執行しております。なお、落札率は97.1%でございます。5、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長 棚野 孝夫。6、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方 札幌市西区琴似4条2丁目1番2号 東芝デジタルソリューションズ株式会社北海道支社 北海道支社長 竹中 将剛。参考としまして、納期、契約締結日から令和3年10月31日までです。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第36号 財産の取得について(情報系システム更新)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第37号 財産の取得について(南幌町立南幌中学校教育コンピューター備品購入)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第37号 財産の取得につきましては、南幌中学校教育コンピューター備品の購入にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副 議 長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第37号 財産の取得について御説明申し上げます。次ページをごらんください。

1、取得の目的、南幌町立南幌中学校教育用コンピューター備品購入。2、取得する財産名称及び数量、教育コンピューター備品一式。備品の主なものといたしましては、教員が公務用に使用するパソコン25台とそれに付随する周辺機器及び環境整備でございます。3、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。4、取得の金額15,180,000円、内消費税及び地方消費税の額1,380,000円。本件については、去る6月1日に入札を執行したものであります。なお、落札率は97.7%です。5、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合 組合長 棚野 隆夫。6、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、札幌市中央区北1条東2丁目5番2号、富士電機ITソリューション株式会社 北海道支店、支店長 青田 悟。参考といたしまして、納期は契約締結日より令和3年8月31日までです。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

副 議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ございませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第37号 財産の取得について(南幌町立南幌中学校教育コンピューター備品購入)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。場内時計で2時10分まで休憩といたします。

(午後2時00分)

(午後2時10分)

副議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程11 議案第38号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第38号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、南幌町手数料徴収条例、南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、南幌町個人情報保護条例の一部改正につきまして、本条例にて一括改正しようとするものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第38号につきまして御説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、個人番号カードの発行や運営体制の強化、個人番号を活用した情報連携の拡大等に関する改正が行われたことから、関係条例の整理を行うものです。

それでは、別途配布しています、議案第38号資料 新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分です。

第1条、南幌町手数料徴収条例の一部改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、個人番号カードの再交付手数料については、同機構からの受託による徴収となることから、第2条中第12号を削除するものです。

次に、第2条、南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、引用する法律の条項の改正に伴うものです。

次ページにまいります。

第3条、南幌町個人情報保護条例の一部改正については、国における、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更され、デジタル庁の主任の大臣が内閣総理大臣となることからの改正及び引用する法律の条項の改正に伴うものです。

附則として、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上で、議案第38号の説明を終わります

副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第38号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関わる法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程12 議案第39号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第39号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副議長 保健福祉課長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第39号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この条例は、認定こども園や保育所及び地域型保育所である小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているものです。この度の改正では、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準とされている部分の改正であることから、国の基準どおり改正するものでございます。

別途配布いたしました議案第39号資料の新旧対照表にて御説明い

たします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第42条では、主に0歳から2歳児のみを受け入れる地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携について規定しています。第4項では、特定教育・保育施設等との連携について、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け入れ先のための連携施設の確保は不要であるとされており、第1号に改正する条文を加えることにより、適用する場合についてを明確化を図るものです。1ページ下段から2ページの第5項では、改正する文言を加えることによって、特区小規模保育事業を連携協力を行う事業所として設定することを認めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第39号の説明を終了します。

副議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第39号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程13 議案第40号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第40号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副議長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第40号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。健康保険法等の改正に伴い、個人番号カードを用いたオンライン資格確認が規定されたことから、受給者が医療を受けようとする際に、これまでの被保険者証等の提示に加え電子資格確認を規定するため、本条例の一部を改正するものです。

それでは別途配布しています、議案第40号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第3条の助成の対象については、「被保険者等」及び「受給者」について、それぞれ略称規定を整理するものです。

第7条の受給者証の提示については、略称規定の整理及び「被保険者証又は組合員証」の規定を、電子資格確認を加えまして「電子資格確認等」に改めるものです。次ページをごらんください。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第40号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程14 議案第41号から日程16 議案第43号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程14 議案第41号 南空知公衆衛生組合規約の変更について

●日程15 議案第42号 南空知葬斎組合規約の変更について

●日程16 議案第43号 南空知消防組合規約の変更について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第41号 南空知公衆衛生組合規約の変更について、議案第42号 南空知葬斎組合規約の変更について、議案第43号 南空知消防組合規約の変更につきましては、組合の執行機関の組織及び選任の方法に係る組合規約の変更について、

構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第41号、議案第42号、議案第43号の3議案について御説明申し上げます。

3議案については、本町が加入する一部事務組合である、南空知公衆衛生組合、南空知葬斎組合、南空知消防組合に係る規約の変更であり、組合長及び副組合長、または管理者及び副管理者の選出について、関係町長の互選による旨を規定しており、組合設立以来、慣習として組合事務所所在地の町長が組合長又は管理者に、それ以外の関係町長が副組合長又は副管理者に選出されております。従来、関係町で町長選挙が執行され、町長が選任された際には、早期に関係町長会議を開催し組合長等の選出を行っていましたが、関係町の町長選挙による就任後の一定期間において、組合長等を選出していない状況は業務遂行上好ましくないことから、これまでの慣習を踏まえた上で、業務の効率的な遂行を図るため、組合規約の変更が必要となり、組合構成町に対し協議を求められたことから提案するものです。なお、3議案につきましては、同様の規約変更の内容となっておりますので、議案第41号の説明をもって、本3議案の説明とさせていただきます。

それでは別途配布しています議案41号資料 新旧対照表をごらんください。左側が変更後、右側が変更前、下線の箇所が変更部分です。

第7条の、組合の執行機関の組織及び選任の方法について、変更後の第2項において「組合長は、組合の事務所が所在する町の長をもってあてる。」に改め、新たに第3項において、副組合長は、組合長の属する町以外の関係町の長をもってあてる旨の規定を追加し、第3項を第4項に繰り下げるものです。

附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上で、議案第41号、議案第42号、議案第43号の説明を終わります。

副議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第41号 南空知公衆衛生組合規約の変更についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 南空知葬斎組合規約の変更についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 南空知消防組合理約の変更についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第43号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第41号 南空知公衆衛生組合理約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第42号 南空知葬斎組合理約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第43号 南空知消防組合理約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 報告第2号 令和2年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長

町 長

ただいま上程をいただきました報告第2号 令和2年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副 議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第2号 令和2年度 南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。次ページをごらん願います。

今回御報告する繰越明許費につきましては、本年3月第1回議会定例会において議決をいただいているものです。

内容としましては、2款総務費1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業、翌年度繰越額3億1,680万円。町内全域の光ファイバー整備に係るものです。

次に、5款農林水産業費1項農業費、強い農業づくり事業、翌年度繰越額2,820万7,000円、3経営体に対する、農業用機械の導入支援事業分です。

同じく、5款1項、農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額1,010万円。国の補正による鶴城二期地区に係るパワーアップ事業分です。

次に、9款教育費2項小学校費、学校運営事業、翌年度繰越額100万円、及び次の3項中学校費、学校運営事業、翌年度繰越額100万円につきましては、小中学校の感染症対策に係るものです。

いずれの事業につきましても、令和2年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

副議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 令和2年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については報告済みといたします。

●日程18 発議第7号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました発議第7号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるため、本案を提案するものであります。

別途配布いたしました発議第7号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後、右が改正前で、アンダーラインの部分が改正点であります。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、そ

の期間を明らかにして」に改め、第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行する。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

副議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

発議第7号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程19 発議第8号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第9号から追加日程2 発議第10号の2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第9号から追加日程2 発議第10号の2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第9号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 西股 裕司議員。

西股議員

（内容及び提案理由の説明をする。）

副議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ございませんか。（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第9号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第10号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(内容及び提案理由の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第10号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採決することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時50分)

熊木議員
副議長

